令和5年度(2023年度)

総会議案書

令和5年(2023年)6月24日(土) 於:品川区立総合区民会館「きゅりあん」 小ホール

一般社団法人日本精神科看護協会

〒108-0075 東京都港区港南 2-12-33 品川キャナルビル 7 F

TEL: 03-5796-7033 FAX: 03-5796-7034

一般社団法人日本精神科看護協会 活動理念

こころの健康を通して、

だれもが安心して暮らせる社会をつくります。

令和5年(2023年)度

第 48 回定時総会次第

 開会の言葉 会長挨拶 資格審査結果 議長選出 書記指名(方 議事録署名) 	承認)	会		長	吉川	亜矢子 隆博 亜矢子
7. 議事						
	2022 年度事業報告および決算報告 2022 年度監査報告	業務監	S 執行		中庭 内野	良枝 隆幸
2)第2号議案	定款変更について	業務	务執行	理事	中庭	良枝
3)第3号議案	役員報酬支給規程の変更について	業務	务執行	理事	中庭	良枝
4) 第4号議案	2024 年度正会員会費の額について ※2023 年度と同額	副	会	長	東	美奈子
5)第5号議案	役員改選について	副	会	長	工藤	正志
6)第6号議案	2023 年度役員報酬上限額について ※2022 年度と同額	副	会	長	山本	哲生
8. 報告						
1) 2023 年度事	業計画及び予算について	業務	系執行 3	理事	中庭	良枝
2) 2024 年度学	術集会開催地について	副	会	長	東	美奈子
9. 議長解任あい	いさつ					

業務執行理事 草地 仁史

10. 閉会の言葉

第1号議案 令和4年(2022年)度 事業報告および決算報告

新型コロナウィルス感染拡大防止を考慮しながら、できるだけ事業を推進させることを目的とした 1年であった。令和4年(2022年)度の活動方針として、「1.精神科看護職の倫理的課題の解決に向 けた活動を推進する。」とした中、精神科病院に勤務する看護師による患者への虐待事件があり、協会 としていち早く声明文を発出した。

倫理に関連する事業については、行政・関係団体と協働ができた1年であった。

他の活動方針として、「身体的拘束に頼らない看護実践」「精神科看護職のクリニカルラダーの普及」 「精神保健医療福祉体制の充実に向けた政策提言」「災害発生時の支援体制」を掲げ、学術集会・研修 事業・政策企画事業等においてこれらをテーマとした活動を行った。

I. 精神科看護領域の学術振興を図り、その成果を活用して精神障がい者を支援する事業

1. 学術集会の開催

1)第47回日本精神科看護学術集会

月 日:2022年6月24日(金)~25日(土)

学術集会主題:地域づくりにおける精神科看護職の役割

開催地:沖縄県宜野湾市 沖縄コンベンションセンター

開催方法:新型コロナウィルス感染予防の観点より、会期を3日間から2日間に短縮し、現地とオ

ンデマンド配信によるハイブリッド方式で開催した。

参加者:699 名(現地参加 292 名、オンデマンド参加 407 名)

支部推薦論文:172題

一般演題 A:17 題

研究助成論文:0題

一般演題 B:10 題

参加費(事前申込): 会員 13,200 円(税込)、非会員 24,200 円(税込)

2) 第29回日本精神科看護専門学術集会

月 日:2022年11月19日(土)~20日(日)

開催地:島根県松江市 島根県立産業交流会館(くにびきメッセ)

開催方法:新型コロナウィルス感染予防の観点より、現地とオンデマンド配信によるハイブリッド 方式で開催した。

参加者:466名(現地参加320名、オンデマンド参加146名)

一般演題 A:76 題

一般演題 B:12 題

参加費(事前申込): 会員 13,200 円(税込)、非会員 24,200 円(税込)

3) 学術集会専用ホームページの管理および運用と改修を行った。

2. 講座・セミナー開催

- 1)講座・研修会の開催
- (1) オンライン研修会を実施した。

オンデマンド配信 配信動画数:65本、受講者合計:6,694名

ライブ配信 配信数:19本、受講者数:621名

(2) ハイブリッド研修を実施した。

実施回数:3回、受講者数:69名

(3) 集合研修を実施した。

実施回数:10回、受講者数:238名

(4)「看護実習指導者講習会」を e-ラーニング(一部ライブ配信)で開催した。

e-ラーニング時間数:120 時間

ライブ配信日数:15日

受講者数:37名、修了者数:36名

(5)精神保健医療福祉の動向をふまえ、支部研修会を開催した。

開催日数:409日

受講者数:9,961 名

受講料(税込):会員 無料~22,000 円、非会員 無料~44,000 円

(6) 医療安全推進フォーラムを開催した。

開催日:2022年11月25日(金)

開催方法:ライブ配信およびオンデマンド配信

受講者:39名

テーマ:精神科看護はこのままでいいのか?! ~身体的拘束に関する判決から考えるこれからの精神科看護~

受講料 (税込): 会員 2,200 円、非会員 3,300 円

(7) 東京都からの委託による措置入院者退院後支援体制整備事業(退院後支援人材育成)として「東京都における措置入院者退院後支援ガイドライン」運用に伴う研修を開催した。

開催日:2023年1月16日(月)~3月15日(水)

開催方法:オンデマンド配信

参加者:609名

(8) 福島県からの委託による福島県精神科訪問看護人材育成支援事業として「精神科訪問看護 研修会~基礎編~」を開催した。

開催日:2022年11月5日(土)~11月7日(月)

開催方法:集合研修 会場:福島テルサ

受講者数:12名

受講料:会員:22,000円(税込)、非会員:44,000円(税込)

※福島県内の勤務者 10,000 円引き

- 2)「特定行為研修制度」に関して、指定研修機関における研修の実施状況について情報収集を行い、他 の指定研修機関と連携して特定行為研修修了者を養成することなどに関する検討を行った。
- 3)精神科看護職のクリニカルラダーの周知および活用に関する活動を行った。
- (1) 精神科看護職のクリニカルラダーの周知および活用に関して支部研修会を実施した。 実施支部:8支部
- (2) 精神科看護職のクリニカルラダーの導入についてオンライン意見交換会を実施した。

開催日:2023年3月28日(火)

参加者数:57名

(3) 精神科看護職のクリニカルラダーの周知、活用の実態調査としてアンケート調査を実施した。

調査期間:2022年8月1日(月)~9月30日(金)

調査方法:オンラインアンケート

回答者数:230 名

- (4) 精神科看護職のクリニカルラダーの周知、活用に関して第 47 回日本精神科看護学術集会の精神 科看護 CONGRESS および第 29 回日本精神科看護専門学術集会の特別企画として実施した。
- (5) 精神科看護職のクリニカルラダーの周知および活用にむけて、日精看ニュースにおいて「密着! 日精看版ラダー導入への道」の連載を行った。

3. 精神科認定看護師の認定に関する事業

1) 第17回精神科認定看護師受講資格審査の実施

開催日:2022年11月8日(火)

開催方法:オンラインにより実施

受験者:75名、合格者:71名

審査料:会員 16,500 円 (税込)、非会員 27,500 円 (税込)

2)精神科認定看護師の養成

精神科認定看護師教育課程に基づき研修会、実習を実施した。

実習生:77名

指定実習施設:87 施設 自施設実習:29 施設

受講資格審査から認定登録までにかかる費用は以下の通りであった。

受講資格審査審査料 会員 16.500 円 (税込)、非会員 27.500 円 (税込)

研修会受講料 基礎科目·専門基礎科目 会員 330,000 円 (税込)、非会員 495,000 円 (税込)

専門科目 会員 92,400 円 (税込)、非会員 138,600 円 (税込)

中間試験 会員 6,600円(税込)、非会員 9,900円(税込)

演習・実習費 会員 154,000円(税込)、非会員 231,000円(税込)

認定審査料 会員 33,000 円 (税込)、非会員 49,500 円 (税込)

登録料(会員のみ)会員 16,500円(税込)

3)第27回精神科認定看護師認定試験の実施

月 日:2023年2月18日(土)~19日(日)

場 所:AP品川アネックス(東京都港区)

受験者:83 名

4)第27回精神科認定看護師認定審査会の実施

精神科認定看護師の認定および認定更新等に関する審査を行い、その結果を理事会に答申した。 2023 年度の精神科認定看護師は合計 902 名となる。

月 日:2023年3月3日(金)

場 所:協会事務局

認定審査委員:

樋口輝彦(国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター名誉理事長)

徳山明広(一般財団法人信貴山病院ハートランドしぎさん院長)

宮本真巳(東京医科歯科大学名誉教授)

竹居由香利(社会医療法人加納岩日下部記念病院看護部長)

龍野浩寿(常葉大学教授)

中庭良枝(一般社団法人日本精神科看護協会業務執行理事)

認定試験合格者:56名 更新申請合格者:128名

再取得合格者:3名

- 5)精神科認定看護師制度に関する広報活動
- (1)精神科認定看護師制度の普及を図るための企画を日本精神科看護学術集会および日本精神科看護専門学術集会において実施した。
- (2)精神科認定看護師制度の普及を図るために精神科認定看護師制度ガイドブック令和 4 年改訂版を PDF により発行した。
- (3)精神科病院や一般病院に向けて精神科認定看護師制度の普及を図るための「精神科認定看護師をめざす方のための説明会」を開催した。

開催日: ①2022年7月13日(水)

②2022年8月1日(月)~8月31日(水)

開催方法:①ライブ配信

②オンデマンド配信

参加者: ①61 名、②64 名

6)精神科認定看護師制度の改正にむけた検討および準備を行い、2025年度に制度改正を行うことになった。

4. 研究助成事業

応募のあった1題を選考し、以下の1題を採用した。

テーマ:児童思春期病棟における暴力に遭遇した看護師の患者対応の変化と求める支援に関する研究 研究代表者:田辺大介(東京工科大学医療保健学部看護学科)

5. 学術集会誌の編集

学術集会誌の編集を行い、メディカルオンラインに掲載した。

- 1) 日本精神科看護学術集会誌(Vol.65.No1)
- 2) 日本精神科看護学術集会誌(Vol.65.No2 2023 年 9 月刊行予定)

6. 政策企画事業

精神保健医療福祉領域における調査および検討を行い、結果をまとめて公開した。

- 1) 令和3年度政策調査事業助成金制度の報告書を取りまとめて公開した。
 - (1)調查課題

「外来等において看護職員が対応する電話相談の実態に関する調査」

研究代表者:市川容代(公益財団法人復康会沼津中央病院)

- 2) 令和4年度政策調査事業助成金事業に関して一般に公募のうえ、1件50万円を上限に最大2件までを選出した。
 - (1)調査課題①

「在宅療養を支える精神科看護外来についての実態調査 |

研究代表者: 畠山卓也(駒沢女子大学看護学部)

(2)調査課題②

「認知症治療病棟における精神科看護実践に関する実態調査」

研究代表者:樫葉雅人(和歌山県立医科大学保健看護学部)

- 3) 厚生労働省等の担当部局に要望書を提出した。
 - ・ 自民党看護問題対策議員連盟に、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進に関する要望書を提出した。
 - ・ 参議院自由民主党政策審議会に、精神保健医療の現状に関する意見書を提出した。
 - ・ 令和5年度看護関係予算概算要求の要望書を提出した。
- 4)精神科病院看護職等による患者への虐待行為(暴力)に対する理事会声明を発出した。
- 5)診療報酬改定に向けた調査を実施した。
 - ・ 精神科訪問看護利用者と看護師の専門性に関する実態調査
 - ・ 精神科訪問看護利用者ニーズに関するヒアリング調査
 - ・ 精神科外来における看護活動に関するヒアリング調査
 - ・ 行動制限最小化に向けた看護活動に関するヒアリング調査
 - ・ 認知症治療病棟の業務実態に関するヒアリング調査
- 6) 行政機関及び関係団体との協働
- (1) 厚生労働省社会保障審議会医療観察法部員:奥山修
- (2) 厚生労働省精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業 : 東美奈子、西岡由江
- (3) 厚生労働省地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会
 - :吉川隆博
- (4) 東京都退院後支援ガイドライン検討会:窪田澄夫
- (5) 公益社団法人日本精神保健福祉連盟理事等:吉川隆博、中庭良枝、草地仁史
- (6) 滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課:末安民生
- (7)精神保健従事者団体懇談会団体代表:草地仁史
- (8) 医療保健福祉領域公認心理師推進協議会委員:草地仁史
- (9) 公認心理師の実務者基礎研修にかかる検討委員:草地仁史
- (10) 一般社団法人日本准看護師連絡協議会理事:草地仁史
- (11) 国立精神・神経医療研究センター・精神保健研究所, 医療計画・障害福祉計画の効果的なモニタリング体制の構築のための研究協力:工藤正志
- (12) 国立精神・神経医療研究センター・精神保健研究所,精神障害者の意思決定支援及び意思表明に関する研究協力:工藤正志、福田晶子
- (13) 国立精神・神経医療研究センター・精神保健研究所,精神科領域における実効的な行動制限最小化の普及に関する研究協力:工藤正志

- (14) 厚生労働省科学研究費補助金、持続可能で良質かつ適切な精神医療とモニタリング体制 の確保に関する研究協力:吉川隆博
- (15) 厚生労働省障害者総合福祉推進事業,地域における支援ニーズの高い者に対する 精神科訪問看護の実態調査協力:草地仁史
- (16) 厚生労働省障害者総合福祉推進事業,退院後生活環境相談員の業務と退院支援委員会の 開催等の実態に関する全国調査協力:西舘均
- 7)精神科看護職の倫理にかかわる取り組みを行った。
 - (1)精神科看護職の倫理綱領とモヤモヤ MEMO に関する連載を日精看ニュースで開始し、周知した。
 - (2) 倫理に関する研修会を実施した。
 - ①精神科看護職に必要な心構えと態度・倫理の基礎知識

開催方法:オンデマンド配信

配信期間: 2022年5月10日(火)~2023年3月10日(金)

受講者:121名

受講料:会員 2,200 円 (税込)、非会員 3,300 円 (税込)

②精神科看護職の倫理綱領解説①

開催方法:オンデマンド配信

配信期間:2022年5月10日(火)~2023年3月10日(金)

受講者:137名

受講料:会員 1,650 円 (税込)

非会員 2,475 円 (税込)

③精神科看護職の倫理綱領解説②

開催方法:オンデマンド配信

配信期間:2022年5月10日(火)~2023年3月10日(金)

受講者:108名

受講料:会員 1,650 円 (税込)

非会員 2,475 円 (税込)

④倫理観を高める視点

開催方法:オンデマンド配信

配信期間: 2022年5月10日(火)~2023年3月10日(金)

受講者:154名

受講料:会員 1,650 円 (税込)

非会員 2.475 円 (税込)

⑤精神科における倫理観を高める組織づくり

開催方法:オンデマンド配信

配信期間:2022年5月10日(火)~2023年3月10日(金)

受講者:98名

受講料:会員 1,650 円(税込)

非会員 2,475 円 (税込)

⑥語りながら考える「倫理研修」

~倫理研修の企画に困っている人のための研修会~

開催方法:ライブ配信/集合

開催日:2023年2月25日(土)~2月26日(日)

2023年3月26日(日)

受講者:25名

受講料:会員 19,800円(税込) 非会員 29,700円(税込)

8) 地域包括ケアシステムの構築に向け情報を収集し会員施設へ発信する。

9)「『令和4年度診療報酬改定』説明会」を対面形式とオンデマンドで実施した。

参加者:対面形式 50 名、オンデマンド 551 名

10)「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」についての Web 説明会を開催した。

開催数:3回(定員80名) 参加者数:延べ270名

Ⅱ.精神障がい者の自立をめざす活動に協力し支援する事業

1. 精神障がい者が制作した作品の紹介や展示会の開催

精神障がい者が制作する芸術性の高い作品の展覧会を開催し、精神障がい者の社会参加の場を提供した。また、展示会を通して精神障がい者への理解を深める啓発の機会とした。

「わたしが見つけた!アート写真コンテスト」の実施。

全国から71点の応募があり、審査会を開催した。

日 時:2022年4月18日(月)

開催方法:WEB 開催

審查員 :吉川 隆博 (一般社団法人日本精神科看護協会 会長)

西岡 由江 (一般社団法人日本精神科看護協会 業務執行理事)

末安 民生 (一般社団法人日本精神科看護協会 相談役)

上坂 真人 (株式会社 MAGUS 代表取締役)

犬塚 潤一郎(実践女子大学生活科学部現代生活学科 教授)

岡山 慶子 (株式会社朝日エル 朝日エルグループ CEO)

北村 美和子(フォトグラファー/東北大学災害科学国際研究所)

櫻井 龍子 (一般財団法人日本カメラ財団 理事長)

永岩 謙一 (東洋羽毛工業株式会社 代表取締役社長)

結果:日本精神科看護協会賞1点、審査員特別賞8点

2. 精神障がい者スポーツ交流会・音楽会等の開催

1)精神障がい者を交えたスポーツ交流会・音楽会等については、新型コロナウィルス感染症の感染拡大により開催はなかった。

- 2) 精神障がい者スポーツ推進委員会への参加および障がい者スポーツに関する情報交換を行った。
- 3. 「日精看しごとをつくろうプロジェクト」を実施し、精神障がい者の就労支援を行った。
- 4.「就労支援フォーラム NIPPON2022」に運営実行委員として参画した。

就労支援フォーラム NIPPON

月 日:2022年12月17日(土)~12月18日(日)

開催方法:東京ビッグサイト (ハイブリッド方式)

5. 被災地におけるメンタルヘルスに関する支援

「福島県県外避難者の心のケア訪問業務」を受託し、23支部において434世帯の訪問を実施した。

Ⅲ.一般公衆に精神保健医療福祉に関する普及啓発する事業

1.「こころの日」の実施

- 1) 都道府県支部が主催となり、新型コロナウィルス感染症の状況を鑑みながら、「こころの看護便プロジェクト」のツールとして、こころの看護便ポスター、こころの看護便ポケット、こころの健康出前講座リーフレット、こころの日抗菌ウェットティッシュ(東洋羽毛協賛品)などを配布するダイレクトメール施策を行うなど、地域住民に向けた情報提供を中心にこころの健康に関する様々なコンテンツを提供した。
 - ・青森県支部 2022 年 8 月 青森市内の小中学校 75 校に、ダイレクトメールを送付
 - ・岩手県支部 2022 年 7 月 9 日 (土) 県の施設内で悩み相談ブースや障がい者作品展示などの普及啓発活動を実施
 - ·福島県支部 2022 年 7 月 2 日 (土)

「こころの日」特別講演会をオンライン配信で実施

- ・茨城県支部 2022 年 7 月 県内の中学校 210 校へダイレクトメールを送付
- ・群馬県支部 2022 年 7 月~9 月 県内の市役所 7 か所と県内の小中学校 69 校へダイレクトメールを送付
- ・千葉県支部 2022 年 6 月 県内会員施設 50 ヶ所へダイレクトメールを送付及び南房総地区の小学校へ出前講座の案内を送付
- ・神奈川県支部 2022 年 7 月 県内のハローワーク 15 か所に看護便ポスターの掲出依頼をし、送付
- ・新潟県支部 2022 年 7 月 県内の中学校 42 校にダイレクトメールを送付
- ・長野県支部 2022 年 9 月 県内医療施設 43 か所と大学・短大・専門学校 11 か所へダイレクトメールを送付
- ・石川県支部 2022 年 8 月 31 日 (水)金沢市内の小中高校 50 校にダイレクトメールを送付。そのうち 1 校でメンタルヘルスに関する講

座を実施

・岐阜県支部 2022 年 8 月 岐阜市内の小学校 50 校にダイレクトメールを送付

· 愛知県支部 2022 年 8 月

県内郵便局 20 局にこころの看護便ポケットを 2 週間設置

· 三重県支部 2022 年 7 月 2 日 (土)

「こころの日」記念講演会をオンライン配信で実施

· 兵庫県支部 2022 年 10 月 22 日 (土)

神戸市の施設にて講演会の実施

·鳥取県支部 2022 年 6 月 25 日 (土)

鳥取県内のイベント施設にて障がい者作品展示やダイレクトメール配布などの普及啓発活動を実施

・島根県支部 2022 年 7 月 県内中学校 55 か所にダイレクトメールを送付

· 岡山県支部 2022 年 6 月

小中学校及び看護学校、保健所など 270 か所にダイレクトメールを送付

·山口県支部 2022 年 6 月 22 日 (水)

会員施設片倉病院と共同して宇部市の施設にて障がい者作品展示やコロナ対策体験ブースなどの 普及啓発活動を実施

· 高知県支部 2022 年 12 月 10 日 (土)

高知県精神保健福祉センター主催のアディクション・フォーラム高知に参加しインフォメーション ブースにて啓発活動を実施

·長崎県支部 2022 年 7 月 9 日 (土)

大村市の施設にて「こころの日」特別講演会を実施

· 宮崎県支部 2022 年 7 月 2 日 (土)

県内のイベント施設にてこころの健康相談ブースなどの普及啓発活動を実施

・鹿児島県支部 2022年6月

県内病院5か所にダイレクトメールを送付

2) 郵便局を利用した広報活動

港区の港港南郵便局にてこころの日に合わせて PR 施策を行った。

内容:こころの看護便ポスターの掲出(1枚)

こころの看護便ポケットの設置 (200部)

こころの日ウェットティッシュと看護便ポケットをセットにして窓口で配布(200セット)

期間:2022年6月28日(火)~7月8日(金)

対象:郵便局利用者

- 3)精神保健医療福祉に関する広報の推進
- (1)協会ホームページ等を活用し、精神保健医療福祉についての情報発信を行った。
- (2) 他団体と連携した啓発活動を行った。
- (3) 効果的な広報の方法について検討した。

2.「こころの健康出前講座」の推進

社会貢献活動としての「こころの健康出前講座」を全国で実施し、精神疾患やメンタルヘルスに関する正しい知識の普及を図り、併せて相談・助言を行った。

開催数:14 都道府県支部で延べ37件

内 容:精神疾患やメンタルヘルスに関する正しい知識の普及を図り、併せて相談・助言を行った。

対象者:学生(小学校・中学校・高校)、高齢者、教職員、一般企業職員 等

参加者数:延べ 1687 名

派遣講師数:22名

3. 児童虐待に関する普及啓発および支援活動を実施した。

パパカードのダウンロード版に関しては、ホームページから無料で提供を行った。

なお、より具体的な支援計画を立案して実施している施設や団体等に関しては、事業計画書と事 業報告書を提出してもらい活用された。

4. 出版物の監修・情報誌の発行事業

- 1) ナーシング・スターを日精看ニュースにリニューアルし、継続教育、倫理、政策、精神科認定看護師等に関する連載を開始し、執筆、編集および発行を行った。
- 2)精神障害・精神科看護への理解を促す出版物の監修を行った。
- (1) 精神看護学実習ハンドブック(中央法規)
- (2) VR 精神科看護 (学研メディカル秀潤社)
- (3) みてわかるできる,事例で学ぶ看護過程,精神看護学,Web動画付(Gakken)

IV.その他の事業(相互扶助事業)

- 1.20支部において会報誌を編集および発行した。
- 2. ホームページで会員向けの情報提供を行った。
- 3. 精神科看護管理ニュース Vol.101 から Vol.110 を発刊した。
- 4. 会員表彰を行った。
- 1)表彰規程に基づき、功労者3名、優良会員12名の表彰を行った。
- 2) 精神保健福祉連盟関連表彰の候補者を選考し、第70回精神保健福祉全国大会において、厚生労働 大臣表彰を2名、精神保健福祉連盟会長表彰を4名が受賞した。
- 3) 支部において表彰者を選考し、12 支部 157 名を表彰した。
- 5. 会員の慶弔を行った。
- 1) 規定に基づき、1名に弔慰金を支給した。
- 2) 支部規約に基づき、4支部4名に弔慰金を支給した。

V. 収益事業

1. にっせいかん青物横丁クリニックの運営

にっせいかん青物横丁クリニックは品川事業が終了となったこと、継続して運営を行うための医師確

保が困難であったことを理由に 2022 年 9 月 30 日 (金) 付で閉院した。

2. にっせいかん青物横丁ナースステーションの運営

職員の病休等人員の確保が困難となり 2022 年 2 月 1 日 (火) 付で運営を休止していたにっせいかん 青物横丁ナースステーションは、その後も人員の確保ができず、2023 年 1 月 31 日付で廃止した。

VI. 管理事業

1. 定時総会の開催

1) 定時総会の開催

開催日:2022年6月17日(金)

開催地:東京研修会場(東京都港区)

開催方法:オンライン

参加者:4名

(書面による議決権行使数 22,382 名)

2)選挙管理委員会を1回開催した。

開催日:2022年8月20日(土)

開催方法:オンライン

参加者:46 名

2. 理事会の開催

第1回:2022年5月14日(土) オンライン

臨 時:2022年6月17日(金) オンライン

第2回:2022年7月16日(土) オンライン

臨 時:2022年9月10日(土)電磁式書面による決議

第3回:2022年11月12日(土) オンライン

臨 時:2023年1月21日(土) オンライン

第4回:2023年3月11日(土) オンライン

3. コンプライアンス委員会を下記の通り開催した。

開催日:2023年3月6日(月)

開催方法:オンライン

4. 組織強化活動

1)全国支部長会議を以下の通り開催した。

開催日:2022年4月9日(土)

開催方法:オンライン

2) 全国支部事務局長会議を以下の通り開催した。

開催日:2022年8月20日(土)

開催方法:オンライン

3)地区別教育委員長会議を以下の通り開催した。

開催日:

関東・甲信越ブロック 2022 年 7 月 16 日 (土)

東海北陸・近畿ブロック 2022 年 7 月 31 日 (日)

九州・沖縄ブロック 2022 年 7 月 31 日 (日)

中国・四国ブロック 2022 年 8 月 6 日 (土)

北海道・東北ブロック 2022 年 8 月 6 日 (土)

開催方法:オンライン

4)会計担当者会議を以下の通り開催した。

開催日:2022年7月13日(水)

開催方法:オンライン

- 5) 支部監査は中止した。
- 6)組織強化活動の支援のため45支部に協会役員を担当支部に派遣した。
- 5. 日精看ネット九州の運営を支援した。
- 6. 支部サポート部門において、支部運営に困難が生じている3支部(青森県・茨城県・徳島県)に対して事務局業務のサポートを行った。
- 7. 関係諸団体と緊密に連絡をとり、必要に応じて役員を派遣し連携を図った。

12団体に延べ23名の派遣を実施した。

8. 情報システムに関する事業

- 1)情報収集・分析と提供
- (1) ホームページの管理を行い、内容の充実を図った。
- ①2022 年 4 月 1 日 (金) ~2023 年 3 月 31 日 (金) までの日精看ホームページ TOP のアクセス数は 214,006 件であった。
- ②2022 年 4 月 1 日 (金) ~2023 年 3 月 31 日 (金) までの学会サイト TOP へのアクセス数は、全国 TOP18,263 件、専門 TOP11,484 件であった。
- (2) 日精看ニュースや報告書等のデータをホームページ上で提供した。
- (3) リアルタイムに情報提供を行うために、SNS(LINE, Twitter)を随時配信した。
- 2)協会と支部事務局、会員個人とのネットワークの構築
- (1) 協会ホームページおよびシステムのリニューアルを図った。
- (2) 支部研修会情報を随時更新した。
- (3) メールマガジンを2回/月配信した。

9. 災害発生時の支援事業

1) 災害発生時の支援内容についての検討を行った。 自然災害における被害状況の確認を以下のとおり行った。 地震 岩手県支部 宮城県支部

豪雨 岐阜県支部 福島県支部 石川県支部

青森県支部 福井県支部 埼玉県支部

山形県支部 静岡県支部

- 2) 災害ボランティア登録制度の見直しを行うための検討を行った。
- 3) 災害マニュアルの見直しを行うための検討を開始した。

役 員 一 覧

2023年3月31日現在

役職名	氏 名	支部	所属施設名
代表理事 (会長)	吉川 隆博	神奈川県	東海大学医学部看護学科
代表理事 (副会長)	山本 哲生	熊本県	社会福祉法人玉医会障害者支援施設たまきな荘
代表理事 (副会長)	工藤 正志	秋田県	医療法人久盛会秋田緑ヶ丘病院
代表理事 (副会長)	東 美奈子	山口県	訪問看護花の森
業務執行理事	金子亜矢子	東京都	一般社団法人日本精神科看護協会
業務執行理事	草地 仁史	東京都	一般社団法人日本精神科看護協会
業務執行理事	榊 明彦	東京都	医療法人翠会成増厚生病院
業務執行理事	中薗 明子	鹿児島県	公益財団法人慈愛会谷山病院
業務執行理事	中庭 良枝	東京都	一般社団法人日本精神科看護協会
業務執行理事	西岡 由江	高知県	社会福祉法人ファミーユ高知高知ハビリテーリングセンター
業務執行理事	西舘 均	岩手県	一般財団法人岩手済生会三田記念病院
業務執行理事	比嘉 将和	沖縄県	沖縄県立精和病院
理事	木戸 芳史	静岡県	浜松医科大学医学部看護学科
理事	花田 政之	新潟県	医療法人白日会黒川病院
理事	眞鍋 信一	大阪府	社会医療法人北斗会さわ病院
理事	山﨑千鶴子	東京都	一般財団法人精神医学研究所付属東京武蔵野病院
監事	内野 隆幸	福岡県	医療法人緑心会福岡保養院
監事	遠藤 宗孝		税理士法人 遠藤税務会計事務所
監 事	吉野 百合	愛媛県	一般財団法人創精会松山記念病院

教育認定委員会

役職	氏名	所属施設名
委員長	榊 明彦	医療法人社団翠会成増厚生病院
副委員長	中薗明子	公益財団法人慈愛会谷山病院
委員	明間 正人	医療法人昨雲会飯塚病院
委員	畦地 博子	高知県立大学看護学部
委員	木戸 芳史	浜松医科大学医学部看護学科
委員	眞鍋 信一	社会医療法人北斗会さわ病院
委員	米山 奈奈子	秋田大学大学院医学系研究科保健学専攻

貸借対照 表 2023年3月31日現在

科目	当年度	前年度	増 減
資産の部	コナ区	印十次	≠目 <i>//</i> 以
1. 流動資産			
現金預金	649,359,261	647,337,350	2,021,911
現金	325,627	468,788	-143,161
郵便振替	231,885,554	211,519,088	20,366,466
普通預金	388,410,480	410,468,574	-22,058,094
定期預金	28,728,600	24,871,900	3,856,700
商品券等	9,000	9,000	0,000,700
未収金	26,462,623	37,714,005	-11,251,382
前払金	10,632,450	2,249,910	8,382,540
貯蔵品	227,306	247,910	-20,604
立替金	0	181,482	-181,482
短期貸付金	0	147,300	-147,300
仮払金	0	6,501	-6,501
未収消費税等	619,000	0,331	619,000
流動資産合計	687,300,640	687,884,458	-583,818
2. 固定資産	331,333,313	331,331,133	000,010
(1) 基本財産			
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	35,799,300	39,656,000	-3,856,700
特定資産合計	35,799,300	39,656,000	-3,856,700
(3) その他固定資産			
建物	63,278,886	63,278,886	0
建物附属設備	18,573,586	28,347,856	-9,774,270
構築物	700,000	700,000	0
一括償却資産	10,115,441	10,748,519	-633,078
什器備品	13,834,341	24,627,017	-10,792,676
土地	48,364,000	48,364,000	0
減価償却累計額	-124,252,469	-121,105,647	-3,146,822
ソフトウェア	77,576,850	68,670,850	8,906,000
電話加入権	711,763	711,763	0
保証金	36,688,682	36,814,682	-126,000
長期前払費用	93,501	1,578,424	-1,484,923
その他固定資産合計	145,684,581	162,736,350	-17,051,769
固定資産合計	181,483,881	202,392,350	-20,908,469
資産合計	868,784,521	890,276,808	-21,492,287
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	10,979,289	13,488,377	-2,509,088
前受金	1,458,752	2,775,954	-1,317,202
前受会費	181,180,000	170,060,000	11,120,000
預り金	1,723,459	2,781,603	-1,058,144
仮受金	258	0	258
預かり敷金	80,000	80,000	0
未払法人税等	3,604,000	3,641,500	-37,500
未払消費税等	0	5,698,800	-5,698,800
流動負債合計	199,025,758	198,526,234	499,524
2. 固定負債			
退職給付引当金	35,799,300	39,656,000	-3,856,700
固定負債合計	35,799,300	39,656,000	-3,856,700
負債合計	234,825,058	238,182,234	-3,357,176
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
2. 一般正味財産	633,959,463	652,094,574	-18,135,111
(うち特定資産への充当額)	16,721,100	20,577,800	-3,856,700
正味財産合計	633,959,463	652,094,574	-18,135,111
負債及び正味財産合計	868,784,521	890,276,808	-21,492,287

貸借対照表 付属明細書 2023年3月31日現在

1. 基本財産及び特定資産の明細

(単位:円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	該当なし	0	0	0	0
特定資産	退職給付引当資産 ^{定期預金(三菱UFJ/浅草橋)}	39,656,000	0	3,856,700	35,799,300

2. 引当金の明細

科目期首残高		当期増加額	当期源	期末残高	
17 E	州日/26日	当知恒加银	目的使用	その他	知个/次同
退職給付引当金	39,656,000	7,752,900	11,609,600	0	35,799,300

貸借対照表内訳表 2023年3月31日現在

科 目	実施事業等会計	その他会計	収益事業	法人会計	合 計
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金預金	319,442,226	△ 68,481,783	△ 48,523,686	446,922,504	649,359,261
現金	△ 56,971,245	△ 54,903,088	△ 850,708	113,050,668	325,627
郵便振替	1,275,685,338	3,456,553	2,200	△ 1,047,258,537	231,885,554
普通預金	△ 899,261,867	△ 17,035,248	△ 47,675,178	1,352,382,773	388,410,480
定期預金	0	0	0	28,728,600	28,728,600
商品券等	△ 10,000	0	0	19,000	9,000
未収金	26,036,750	425,873	0	0	26,462,623
前払金	9,248,210	0	0	1,384,240	10,632,450
貯蔵品	227,306	0	0	0	227,306
仮払金	△ 36,996,242	△ 367,620	0	37,363,862	227,000
 未収消費税等	0	0	0	619,000	619,000
	317,958,250	△ 68,423,530	△ 48,523,686	486,289,606	687,300,640
2. 固定資産	317,330,230	△ 00,123,330	△ 10,323,000	100,203,000	007,000,010
(2) 特定資産 (2) 特定資産					
	0	0	0	35,799,300	35,799,300
	0	0	0	35,799,300	35,799,300
(3) その他固定資産	Ŭ.	0	0	33,733,300	33,733,300
建物	0	0	0	63,278,886	63,278,886
建物附属設備	0	0	0	18,573,586	18,573,586
構築物	0	0	0	700,000	700,000
	275,000	0	0	9,840,441	10,115,441
	275,000	0	0	13,834,341	13,834,341
	0	0	0	48,364,000	48,364,000
工心 減価償却累計額	0	0	△ 2,788,869	△ 121,463,600	46,364,000 △ 124,252,469
	3,672,000	0	4,950,000	68,954,850	
					77,576,850
電話加入権 保証金	0	0	0	711,763 36,688,682	711,763 36,688,682
	•		0		
長期前払費用	93,501	0	2,161,131	120 482 040	93,501 145,684,581
その他固定資産合計	4,040,501		2,161,131	139,482,949	
固定資産合計	4,040,501	0		175,282,249	181,483,881
資産合計	321,998,751	△ 68,423,530	△ 46,362,555	661,571,855	868,784,521
1 注射を使					
1. 流動負債	7.440.000	1 047 504	10.700	0.000.000	10.070.000
未払金	7,448,996	1,247,594	13,700	2,268,999	10,979,289
前受金	1,332,500	0	0	126,252	1,458,752
前受会費	10.007.522	0	10.000.000	181,180,000	181,180,000
預り金	10,607,522	△ 3,627	10,688,069	△ 19,568,505	1,723,459
仮受金	△ 411,782	0	0 000	412,040	258
預かり敷金	0	0	80,000	0	80,000
未払法人税等	10.077.006	1 242 067	10.701.700	3,604,000	3,604,000
流動負債合計	18,977,236	1,243,967	10,781,769	168,022,786	199,025,758
2. 固定負債				05 700 000	05 700 000
退職給付引当金	0	0	0	35,799,300	35,799,300
固定負債合計	0	0	0	35,799,300	35,799,300
負債合計	18,977,236	1,243,967	10,781,769	203,822,086	234,825,058
Ⅲ 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
指定正味財産合計	0	0	0	0	(
2. 一般正味財産	303,021,515	△ 69,667,497	△ 57,144,324	457,749,769	633,959,463
正味財産合計	303,021,515	△ 69,667,497	△ 57,144,324	457,749,769	633,959,463
負債及び正味財産合計	321,998,751	△ 68,423,530	△ 46,362,555	661,571,855	868,784,521

正 味 財 産 増 減 計 算 書 2022年4月1日から2023年3月31日まで

			(単位:円)
科目	当年度	前年度	増 減
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部 (1) 経常収益 (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4			
受取会費	302,440,000	317,390,000	△ 14,950,00
正会員受取会費	301,900,000	316,930,000	△ 15,030,00
賛助会員受取会費	540,000	460,000	80,00
事業収益	141,816,588	182,550,311	△ 40,733,72
学術集会参加料収益	16,402,100	13,965,600	2,436,50
研修会受講料収益	89,278,152	110,589,050	△ 21,310,89
精神科認定看護師認定料収益	23,988,380	22,232,620	1,755,7
こころの健康出前講座収益	178,000	143,120	34,8
政策企画事業収益	273,900	2,102,100	△ 1,828,2
学術誌・研究誌の発行事業収益	13,255	3,630	9,6
出版物の監修、情報誌の発行事業収益	5,171,147	5,755,038	△ 583,8
協賛広告料収益	2,197,500	1,907,500	290,0
相互扶助事業参加料収益	45,774	1,372,800 24,478,853	△ 1,327,0 △ 20,210,4
医療看護(クリニック・訪問看護)事業収益 受取補助金等	4,268,380 69,241,755	127,583,831	△ 58,342,0
受取国庫補助金	09,241,733	2,474,000	△ 2,474,0
受取地方公共団体補助金	68,071,573	89,005,573	△ 20,934,0
受取民間助成金	1,170,182	36,104,258	△ 34,934,0
受取寄付金	350,000	350,000	∠ 54,554,0
受取寄付金	350,000	350,000	
雑収益	3,378,305	2,664,810	713,4
雑収益	3,378,305	2,664,810	713,4
受取利息	3,745	3,904	△ 1
受取利息	3,745	3,904	<u> </u>
経常収益計	517,230,393	630,542,856	△ 113,312,4
(2) 経常費用			
事業費/管理費	524,446,621	602,339,096	△ 77,892,4
役員報酬	1,200,000	1,200,000	
給料手当	163,618,945	231,365,487	△ 67,746,5
退職給付費用	7,752,900	5,343,200	2,409,7
法定福利費	21,750,278	26,535,059	△ 4,784,7
福利厚生費	115,777	185,014	△ 69,2
懇親会費	18,000	0	18,0
会議費	2,403,951	1,331,919	1,072,0
会場費	12,841,584	11,644,248	1,197,3
旅費交通費	30,168,464	21,327,553	8,840,9
通信運搬費	29,261,817	31,755,684	△ 2,493,8
渉外費 減価償却費	5,000 19,279,258	66,800 15,741,472	△ 61,8 3,537,7
消耗品費	8,510,855	9,258,759	
教材費	165,756	73,324	92,4
修繕費	4,420,407	11,163,823	△ 6,743,4
新聞図書費	585,394	1,018,764	△ 433,3
印刷製本費	25,457,782	29,035,306	△ 3,577,5
コピー費	2,826,141	2,755,034	71,
光熱水料費	4,603,566	3,999,296	604,
広告宣伝費	456.500	361,500	95,0
地代・家賃	57,464,072	59,162,258	△ 1.698.
リース料	4,700,541	5,570,860	△ 870,3
保険料	1,660,210	1,359,784	300,4
業務委託費	54,269,154	62,745,950	△ 8,476,
諸謝金	39,211,474	39,161,986	49,
表彰費	515,886	737,784	△ 221,
租税公課	8,526,240	11,608,540	△ 3,082,
支払手数料	14,377,470	10,671,694	3,705,
支払負担金	1,350,750	1,472,780	△ 122,
支払助成金	1,498,976	600,000	898,
支払寄付金	0	10,000	△ 10,
慶弔費	187,350	225,100	△ 37,
配布物品費	691,848	83,402	608,
法人住民税	3,604,000	3,641,500	△ 37,
繰延資産償却費	452,423	548,835	△ 96,
維費 (2世界 四十	493,852	576,381	△ 82,
経常費用計	524,446,621	602,339,096	△ 77,892,
当期経常増減額	△ 7,216,228	28,203,760	△ 35,419,9
・経常外増減の部 1) 終党を関いた			
1)経常外収益 経常外収益計 経常外収益計	0	0	
2)経常外費用 経常外収益計 2	0	U	
Z) 経常外質用 固定資産除却損	9,570,171	1,301,173	8,268,
	1,348,712	7,597,580	8,268, \triangle 6,248,
特別損失 リース解約損	1,348,712	217,080	△ 6,248, △ 48,
ガース解約損 雑損失	1,179,800	7,380,500	△ 48, △ 6,200,
維損失 経常外費用計	1,179,800	8,898,753	2,020,
		8,898,753 △ 8,898,753	∠,020, △ 2,020,
当期一般正味財産増減額	△ 10,918,883 △ 18,135,111	19,305,007	△ 2,020,
一般正味財產期首残高	652,094,574	632,789,567	19,305,0
一般正味財產期自然高	633,959,463	652,094,574	
指定正味財産増減の部	000,000,700	332,034,374	△ 10,133,1
正味財産期末残高	633,959,463	652,094,574	△ 18,135,1
	555,555,100	552,551,511	

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却方法

定率法を採用している。ただし、一部の建物およびソフトウェアについては定額法を採用している。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当協会の退職手当支給規程による、当期末現在の要支給額を計上している。

(3) リース取引の処理方法

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(4)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

勘定科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
退職給付引当預金	39,656,000	0	3,856,700	35,799,300

3. リース債務残高

当期末のリース債務残高は、什器備品他 17 件、6,282,500 円である。

4. 役員に対する給与・報酬等

役員に対する給与・報酬等の支払いは 1,608,000 円、監事報酬は 1,200,000 円である

正味財產增減計算書内訳表

2022年4月1日から2023年3月31日まで

Ħ 研修会事業 | 認定事業 | 学術集会 | 学会誌刊行 | 研究活動助成 | 政策企画事業 | 教育認定委員会 | 障がい者図ート | スポーツ大会 一般正味財産増減の部 経常増減の部 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費 事業収益 58,627,752 54,264,780 17,769,600 13,255 273,900 0 学術集会参加料収益 16,402,100 研修会受講料収益 58,627,752 30,276,400 0 精神科認定看護師認定料収益 0 0 こころの健康出前講座収益 0 0 273,900 政策企画事業収益 0 0 学術誌・研究誌の発行事業収益 出版物の監修、情報誌の発行事業収益 0 0 0 0 1.367.500 0 0 協替広告料収益 0 相互扶助事業参加料収益 0 0 0 医療看護(クリニック・訪問看護)事業収益 0 0 0 0 受取補助金等 50,000 0 741.682 0 0 0 受取地方公共団体補助金 0 0 741,682 50,000 受取民間助成金 0 0 受取寄付金 0 0 350,000 0 受取寄付金 0 0 350,000 56,500 0 雑収益 118,176 339,750 0 56,500 118,176 339,750 雑収益 0 0 0 0 0 0 受取利息 58,795,928 54,264,780 18,851,032 0 13,255 330,400 350,000 (2) 経常費用 44,124,452 25,488,056 1,492,756 事業費/管理費 27,569,277 2,502,408 299,389 51,300 876,802 役員報酬 177,000 10,500 22,500 51,000 291,000 退職給付費用 0 法定福利費 懇親会費 会議費 881.314 199,138 308,272 0 0 会場費 3.073.401 3,031,138 5.047.140 0 0 旅費交通費 6,096,834 3.159.957 5,757,834 0 70,434 0 16,490 通信運搬費 1,514,772 895.379 367.979 0 3.080 0 88,473 渉外費 0 0 減価償却費 0 0 759.313 474.657 消耗品費 182,104 0 4,400 0 411,298 教材費 165,756 0 0 0 修繕費 0 0 0 新聞図書費 0 0 0 0 2,660,512 322,816 2,168,716 0 93,370 印刷製本費 コピー費 96,244 3.590 0 0 0 光熱水料費 0 0 0 広告宣伝費 0 0 330.000 0 0 地代・家賃 0 0 リース料 184,785 0 0 23,654 725,610 4,490,292 11,141,545 58,548 業務委託費 3,491,004 2,453,550 諸謝金 20,205,220 11,093,000 676,500 81,000 表彰費 0 租税公課 0 4,667,939 167,069 1,556,515 300 1,429 229 52,978 支払負担金 支払助成金 299,160 1,199,816 慶弔費 配布物品費 633,050 法人住民税 0 0 繰延資産償却費 44 000 0 0 0 0 雑費 82,704 0 18 582 0 0 0 34 616 本支部間内部取引費 0 0 Ω 0 14,671,476 28,776,724 当期経常増減額 -8.718.245 経営外増減の部 (1) 経常外収益 経堂外収益計 0 0 0 0 0 0 (2) 経堂从費田 固定資産除却損 0 特別損失 0 0 リース解約損 0 雑損失 0 0 0 経営外費用計 0 0 0 0 0 0 0 0 当期経常外増減額 0 0 0 0 当期一般正味財産増減額 14,671,476 28,776,724 -8,718,245

科 目	contract of the letter when the			実施事業等会記	·	± v0 = n+	T 1451 A + 44	その他会計	収益事業
	災害地支援事業	こころの日	フォーフム事業	監修・誌面発行	出前講座事業	自殺予防	補助金事業	相互啓発扶助	訪問看護S
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
受取会費	0	0	0	C	0	C	0	0	
正会員受取会費	0				ļ	ļ		ļ	Į
賛助会員受取会費	0				<u> </u>	<u> </u>	<u></u>	<u> </u>	<u> </u>
事業収益 学術集会参加料収益	0				 	 	ļ		ļ
研修会受講料収益	0					ļ		ļ	
精神科認定看護師認定料収益	0	0	0	C	0	0	0	0	
こころの健康出前講座収益	0			C	178,000	С	0	0	
政策企画事業収益	0	ļ	L		ļ	ļ	ļ	ļ	ļ
学術誌・研究誌の発行事業収益 出版物の監修、情報誌の発行事業収益	0				J	ļ		ļ	Į
協賛広告料収益	0					↓			{
相互扶助事業参加料収益	0					<u> </u>		ļ	<u> </u>
医療看護(クリニック・訪問看護)事業収益	0	0	0	C	0	0	0	0	188,2
受取補助金等	39,837,600	0					ļ	<u> </u>	<u> </u>
受取地方公共団体補助金	39,837,600	0				L	ļ	ļ	<u> </u>
受取民間助成金 受取寄付金	0			C	<u> </u>			L	<u> </u>
受取寄付金	0			0		4	ļ	{	{
维収益	0			45,303	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>
維収益	0		30,000	45,303			ļ	ļ	ļ
受取利息	0			C		ļ	 	 	<u> </u>
受取利息	0	0		C		1		1	!
経常収益計	39,837,600	29,000	30,000	5,216,450	178,000	0	3,323,100	12,028,147	267,60
(2) 経常費用 事業費/管理費	18,456,919	1,360,122	0	31,809,352	140,961	20,653	714,649	15,990,835	2,313,7
登録 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	10,430,919					ļ		ļ	ţ
給料手当	2,775,300				·	<u> </u>		ļ	ļ
退職給付費用	0	0	0	C	0	0	0	ļ	ţ
法定福利費	0	0	0	C	0	0	0	0	1,010,1
福利厚生費	0				<u> </u>	<u> </u>		Ļ	<u> </u>
懇親会費	0				<u></u>	<u> </u>		 	<u> </u>
会場費	0		0		 		ļ		
素 	2,387,912	175,737	0		ļ	0			
通信運搬費	865,761	186,654	0					-	-
涉外費	0	0	0	C	0	0	0	0	
減価償却費	0					<u> </u>	ļ	L	
消耗品費	118,527	45,020			J	L		ļ	ļ
教材費 修繕費	0				ļ	ļ	ļ	ļ	{
新聞図書費	35,992	0				4	·	 	
印刷製本費	129,800		0		<u> </u>			ļ	
コピー費	0	11,825	0	C	0	0	0	8,520	
光熱水料費	0				<u> </u>		-	ļ	-
広告宣伝費	0					ļ	ļ	ļ	ļ
リース料	0	ļ	L		ļ	ļ	ļ	ļ	ļ
保険料	540,908					<u> </u>		 	<u> </u>
業務委託費	2,561,878		ļ				ļ		ļ
諸謝金	0				 	ļ		 	
表彰費	0				-				
租税公課	0		ļ			ļ	ļ	ļ	ļ
支払手数料	64,841				ļ	ļ		ļ	
支払負担金 支払助成金	0					ļ		ļ	ļ
慶弔費	0						ļ	ļ	{
配布物品費	0				<u> </u>	ļ	ļ	ļ	
法人住民税	0			C					
繰延資産償却費	0								
推費 **主架門中部取引费	9.076.000					ļ	ļ	ļ	ļ
本支部間内部取引費 当期経常増減額	8,976,000 21,380,681		30,000		37,039	1		1	1
三期鮮吊恒減額 2.経常外増減の部	21,300,081	-1,001,122	30,000	-20,032,302	31,039	-20,003	2,000,431	-3,302,068	-2,040,1
(1) 経常外収益					 	 		 	
経常外収益計	0	0	0	С	0	0	0	0	
(2) 経常外費用									
固定資産除却損	0		L	C	<u> </u>	<u></u>	0	<u> </u>	<u> </u>
特別損失	0					ļ	ļ	ļ	<u> </u>
リース解約損	0							<u> </u>	
経常外費用計	0					-			1
当期経常外増減額	0				1	1			-
当期一般正味財産増減額	21,380,681			-26,592,902	1		2,608,451		

科目	収益 クリニック	事業 物件管理	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益 受取会費	0	0	302,440,000	302,440,00
正会員受取会費	0	0	301,900,000	301,900,00
黄助会員受取会費	0	0	540,000	540,00
事業収益	4,080,108	0	0	141,816,58
学術集会参加料収益	0	0	0	16,402,10
研修会受講料収益	0	0	0	89,278,15
精神科認定看護師認定料収益	0	0	0	23,988,38
こころの健康出前講座収益	0	0	0	178,00
政策企画事業収益 学術誌・研究誌の発行事業収益	0	0	0	273,90 13,25
学術誌・研究誌の発行事業収益 出版物の監修、情報誌の発行事業収益	0	0	0	5,171,14
協賛広告料収益	0	0	0	2,197,50
相互扶助事業参加料収益	0	0	0	45,77
医療看護(クリニック・訪問看護)事業収益	4,080,108	0	0	4,268,38
受取補助金等	14,132,500	0	378,500	69,241,75
受取地方公共団体補助金	14,132,500	0	0	68,071,57
受取民間助成金	0	0	378,500	1,170,18
受取寄付金	0	0	0	350,00
受取寄付金	0	0	0	350,00
雑収益	0	1,822,958	857,277	3,378,30
雑収益	0	1,822,958	857,277	3,378,30
受取利息	338	0	3,357	3,74
受取利息	338	1 000 050	3,357	3,74 517,230,39
経常収益計	18,212,946	1,822,958	303,679,134	517,230,39
(2) 経常費用 事業費/管理費	26,261,843	1,400,558	323,572,505	524,446,62
クリカー	20,201,643	1,400,556	1,200,000	1,200,00
給料手当	19,348,000	0	131,476,223	163,618,94
退職給付費用	0	0	7,752,900	7,752,90
法定福利費	2,972,173	0	17,768,002	21,750,27
福利厚生費	0	0	115,777	115,77
想親会費	0	0	18,000	18,00
会議費	6,762	0	940,061	2,403,95
会場費	0	0	1,396,995	12,841,58
旅費交通費	951,152	0	11,022,702	30,168,46
通信運搬費	826,815	42,613	15,399,113	29,261,81
涉外費	0	0	5,000	5,00
減価償却費	1,042,905	0	18,236,353	19,279,25
消耗品費 数材費	33,355 0	0	6,263,849 0	8,510,85 165,75
	92,580	1.115.136	3,212,691	4,420,40
新聞図書費	1,320	1,113,130	439,103	585,39
印刷製本費	0	0	7,420,998	25,457,78
コピー費	90,765	0	2,615,197	2,826,14
光熱水料費	0	0	4,603,566	4,603,56
広告宣伝費	0	0	66,000	456,50
地代・家賃	0	0	57,464,072	57,464,07
リース料	44,064	0	4,471,692	4,700,54
保険料	40,587	0	329,451	1,660,21
業務委託費	52,800	46,200	14,203,281	54,269,15
諸謝金	0	0	5,137,960	39,211,47
表彰費	0	101 100	30,000	515,88
租税公課 支払手数料	0 59,984	191,100 5,509	8,334,540 7,637,485	8,526,24 14,377,47
支払負担金	256,400	0,309	1,089,400	1,350,75
支払助成金	230,400	0	1,005,400	1,498,97
慶弔費	0	0	0	187,35
配布物品費	0	0	0	691,84
法人住民税	0	0	3,604,000	3,604,00
繰延資産償却費	210,000	0	198,423	452,42
雑費	116,181	0	211,671	493,85
本支部間内部取引費	116,000	0	-9,092,000	
当期経常増減額	-8,048,897	422,400	-19,893,371	-7,216,22
2. 経常外増減の部 				
(1)経常外収益		_	_	
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用			0	
固定資産除却損	9,400,293	0	169,878	9,570,17
特別損失	1,348,712	0	0	1,348,71
リース解約損 雑損失	168,912 1,179,800	0	0	168,91
経常外費用計	1,179,800	0	169,878	1,179,80
当期経常外増減額	-10,749,005	0	-169,878	-10,918,88
-12974F-11271 - E //2/ER	20,173,000	422,400	-20,063,249	10,010,00

財産目録

2023年3月31日現在

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)				
	現金	手元保管	運転資金として	325,62
	預金	郵便振替		231,885,55
		北海道支部		16,500
		青森県支部		33,654
		埼玉県支部		2,403
		愛知県支部		226,70
		鹿児島県支部		2,200
		ネット九州(研修)		7,467,500
		協会本部(研修)		8,424,993
		認定		13,489,806
		会費		188,508,305
		刊行物		3,476,608
		相互扶助		4,955,752
		その他		5,281,126
		普通預金		388,410,480
		クリニック (りそな銀行)		32,982,695
		訪問看護ステーション(りそな銀行)		6,334,307
		協会本部 (C口座: ゆうちょ)		139,899,453
		振込代行(楽天)		
		協会(楽天)		17,507,142
		協会本部(りそな銀行秋葉原支店)		61,552,537
		京都センター(りそな銀行秋葉原支店京都)		677,568
		九州ネット(りそな銀行秋葉原支店九州)		104,785
		協会本部(ゆうちょ銀行)		10,532,515
		協会本部(三井住友銀行浅草橋支店)		12,245,103
		協会本部(三菱UFJ銀行浅草橋支店)		106,518,176
		協会本部(三菱UFJ銀行浅草橋支店義援金)		56,195
		定期預金		28,728,600
		協会本部		28,728,600
		商品券等		9,000
		協会本部		9,000
	未収金			26,462,623
	新潟県支部			425,873
	沖縄県支部			33,000
	協会本部			26,003,750
	前払金			10,632,450
	山形県支部			49,400
	福島県支部			4,500
	群馬県支部 千葉県支部			1,790 87,660
				67,900
	東京都支部神奈川県支部			104,764
				239,525
	新潟県支部 静岡県支部			239,525 8,945
	京都府支部			39,160
	兵庫県支部			116,400
	広島県支部			87,500
	山口県支部			444,000
	宮崎県支部			42,640
	協会本部			9,338,266
	貯蔵品			227,306
	未収消費税等			619,000
流動資産合計	> (//) > < (/) ()			687,300,640
(固定資産)				55.,555,546
特定資産				
四人只注	退職給付引当資産			35,799,300
	退職給付引当資産(一般	G)		35,799,300

貸借対照表科目		場所・物量等使用目的等	金額
その他固定資産	7-15-16-0		
	建物		63,278,886
	建物附属設備		18,573,586 700,000
	構築物 一括償却資産		10,115,44
	北海道支部		150,700
	山形県支部		275,000
	福島県支部		262,76
	埼玉県支部		309,676
	新潟県支部		120,483
	石川県支部		557,700
	京都府支部		309,170
	和歌山県支部		225,178
	島根県支部		190,000
	岡山県支部		639,000
	広島県支部		335,920
	山口県支部		379,500
	徳島県支部		131,780
	長崎県支部		181,280
	九州ネット		190,000
	協会本部		5,530,00
	京都センター		327,28
	什器備品		13,834,343
	北海道支部		237,090
	大阪府支部		1,122,21
	鹿児島県支部		200,000
	協会本部		11,983,434
	京都センター		291,600
	土地		48,364,000
	減価償却累計額		△ 124,044,136
	建物(本部)		△ 70,849,155
	構築物(本部)		△ 699,999
	什器備品(支部)		△ 1,039,758
	什器備品(北海道)		△ 237,089 △ 669,330
	什器備品(大阪)		△ 133,33
	什器備品(協会本部)		△ 9,440,236
	一括償却資産(支部)		△ 2,127,254
	一括償却資産(北海道)		△ 150,700
	一括償却資産(山形)		△ 91,660
	一括償却資産(福島)		△ 174,900
	一括償却資産(埼玉)		△ 103,225
	一括償却資産(新潟)		△ 80,32
	一括償却資産(石川)		△ 185,90
	一括償却資産(京都)		△ 103,05
	一括償却資産(和歌山)		△ 152,778
	一括償却資産(島根)		△ 63,333
	一括償却資産(岡山)		△ 326,330
	一括償却資産(広島)		△ 189,40
	一括償却資産(山口)		△ 253,000
	一括償却資産(徳島)		△ 131,780
	一括償却資産(長崎)		△ 120,85
	一括償却資産(協会本部)		△ 5,829,85
	ソフトウェア(大阪)		△ 208,33
	ソフトウェア(協会本部)		△ 34,057,882
	ソフトウェア		77,576,850
	電話加入権		711,763
	保証金		36,688,682
	長期前払費用		93,502
定資産合計			181,692,214
産合計			868,992,854

貸借対照表科目		場所・物量等 使用目的等	金額
(流動負債)			
	未払金		10,979,289
	北海道支部		53,124
	青森県支部		10,000
	岩手県支部		363,730
	秋田県支部		20,000
	山形県支部		637,635
	宮城県支部		100,315
	福島県支部		51,470
	埼玉県支部		131,360 34,500
	手葉県支部 東京都支部		196,500
	神奈川県支部		9,612
	新潟県支部		439,027
	長野県支部		134,200
	石川県支部		15,000
	静岡県支部		35,060
	愛知県支部		54,701
	滋賀県支部		152,916
	大阪府支部		107,000
	兵庫県支部		6,602
	福井県支部		80,656
	島根県支部		145,396
	岡山県支部		29,440
	山口県支部		6,860
	徳島県支部		13,250
	香川県支部		32,400
	高知県支部		60,040
	福岡県支部		77,960
	長崎県支部		10,500
	熊本県支部		16,680
	宮崎県支部		126,397
	鹿児島県支部		26,872
	沖縄県支部		11,308
	協会本部		7,788,778
	前受金		1,458,752
	北海道支部		62,700
	佐賀県支部		4,400
	長崎県支部		99,000
	鹿児島県支部		24,200
	協会本部		1,268,452
	前受会費		181,180,000
	協会本部		181,180,000
	預り金		1,723,459
	住民税(協会) 住民税(支部)		484,900 25,400
	健康保険(協会) 健康保険(支部)		430,899 11,450
	厚生年金保険(協会)		696,315
	厚生年金保険(支部)		18,300
	その他(協会)		56,195
	仮受金		258
	新潟県支部		50
	佐賀県支部		110
	長崎県支部		98
	預かり敷金		80,000
	未払法人税等		3,604,000
流動負債合計			199,025,758
(固定負債)			
	退職給付引当金		35,799,300
固定負債合計			35,799,300
負債合計	90		234,825,058
正味財産	, so		634,167,796

監査報告書

一般社団法人日本精神科看護協会会 長 吉 川 隆 博 殿

私たちは、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第47期会計年度における一般社団 法人日本精神科看護協会の業務および財産の状況について、定款32条および55条に基づき監査を 行い、次のとおり報告致します。

《監事の監査の方法およびその内容》

各監事は、理事および使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、協会事務局において業務および財産の状況を調査いたしました。さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行いました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算関係書類(貸借対 照表、正味財産増減計算書およびこれらの附属明細書)について検討いたしました。

《監査意見》

- (1) 計算書類および附属明細書は、法令および定款に従い本協会の財産および正味財産増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。
- (2) 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、本協会の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 理事の業務執行に関する不正の行為および法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認めます。

以上

令和5年5月19日

一般社団法人 日本精神科看護協会

監事: 内野隆幸 ⑩

監事: 吉野百合 ⑩

監事:遠藤宗孝 ⑩

第2号議案 定款変更について

現行の正会員会費は「当該事業年度開始後一箇月以内までに納入する義務を負う」とされてきたが、現 状では実態にそぐわないものとなっている。会員の身分を明確にするとともに、更新手続きにも時間的 余裕をもたせるなど、定款の一部を下記のとおり変更する。

一般社団法人 日本精神科看護協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本精神科看護協会(以下「本協会」という。)と称する。 (事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本協会は、理事会の決議により従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本協会は、精神保健・医療・福祉領域での業務経験を有する者が集い、精神科看護領域の学術の振興を図り、その成果を活用することで、精神的健康について支援を必要としている人々が安心して暮らせる社会をつくっていくことを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 精神科看護領域の学術の振興を図り、その成果を活用して精神障がい者を支援していく事業
- (2) 精神障がい者の自立を目指す活動に協力し、支援していく事業
- (3)診療所等、医療の提供に必要な施設を運営していく事業
- (4) 訪問看護等の提供に関する事業
- (5) 障がい者総合支援、介護保険に関する事業および事業所等を運営していく事業
- (6) 自治体およびその関係団体事業に関する受託事業
- (7) 一般公衆に対する精神保健医療福祉に関する普及啓発活動
- (8) 会員に情報提供を行う事業
- (9) 会員間の相互啓発・相互扶助を図る事業
- (10) 施設の貸与に関する事業
- (11) その他、本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の全ての事業は、日本全国において行うことができるものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本協会に次の会員を置く。

(1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した医師、保健師、看護師もしくは准看護師の免許取得者 および精神保健・医療・福祉領域での業務経験を有する者。

- (2) 賛助会員 本協会の目的に賛同し、本協会の事業を援助するため、本協会に入会した個人もしくは団体。
- (3) 名誉会員 本協会に顕著な功績があった者として理事会が名誉会員たることを承認した者。 (会員資格の取得)
- 第6条 本協会<u>への新規入会および再入会</u>または賛助会員になろうとする者は、理事会の定める申込書により入会の申し込みをしなければならない。理事会は、会員資格の要件を満たす者から入会申込書の提出があった時は、直近に開催される会議においてその者の入会を承認しなければならない。
- 2 会員は、理事会の入会承認決定があった時から会員権を行使できる。

(会員名簿)

- 第7条 本協会は、会員の氏名または名称および住所を記載した会員名簿を作成し、主たる事務所に備 え置くとともに、会員からの閲覧の請求に応じるものとする。
- 2 会員資格を取得した者の会員名簿への登載、会員名簿の閲覧許可などの事務手続きについては、別 に定める会員管理事務規則において定める。

(費用の負担)

- 第8条 <u>会費は年度会費制とし、</u>会員は当該事業年度が始まる前に開催される<u>社員総会(以下「総会」</u>という。)において、別に定める会費を当該事業年度末までに納入する義務を負う。
- 2 会員資格は当該事業年度末までに退会手続きを行わない限り、自動的に次年度へ更新されるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、総会は正会員の経済的事情等を考慮して、会費の納入につき全部または 一部免除することができる。
- 4 会員が既に納めた会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(任意退会)

- 第9条 会員は、任意にいつでも退会届を提出し、退会することができる。
- 2 未払いの会費等がある場合には、会員は退会後も当法人に対する未払い分の支払いを免れないものとする。

(除名)

- 第 10 条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名する ことができる。
 - (1) 本協会の定款または規則に違反したとき。
 - (2) 本協会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

- 第11条 前2条の場合の他、会員は次のいずれかに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1)総代議員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡したとき。
- 2 本条第1項第1号に該当して会員資格を喪失した者であっても、その者が会費を納入した時には、 ただちに会員権を回復できる。

(代議員制)

- 第 12 条 この法人に代議員を置き、概ね正会員 200 人の中から 1 人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第 11 条第 1 項第 5 号に規定する社員とする。端数の取扱いについては理事会で定める。
- 2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
- 3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補すること ができる。
- 4 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事または理事会は、代議員を選出することはできない。
- 5 第3項の代議員選挙は、2年に1度、12月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に 実施される代議員選挙終了後、次の代議員が就任するときまでとする。ただし、再任は妨げない。な お、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え(法人法第 266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定 する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社 員たる地位を失わない(当該代議員は、役員の選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定 款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする)。
- 6 代議員の定数に欠員が生じた支部においては、代議員補欠選挙を行うことができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了するときまでとする。但し、欠員が生じた場合であっても、欠員が生じた日において、支部で登録されている代議員数が1人以上、かつ代議員の総数が本協会の正会員数を200で除した数を上回る場合は、代議員補欠選挙を行わない。
- 7 代議員補欠選挙は、代議員補欠選挙を行うに至る欠員が生じた日より 90 日以内で、かつ総会開催 日の 30 日よりも前までに行う。
- 8 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6項の 代議員選挙終了のときまでとする。
- 9 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
- (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
- (2) 法人法第32条第2項の権利(会員名簿の閲覧等)
- (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利(総会の議事録の閲覧等)
- (4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書面等の閲覧等)
- (5) 法人法第52条第5項の権利(電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等)
- (6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
- (7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)
- 10 代議員には報酬を支給しない。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(代議員の解任)

第 13 条 代議員が、次の各号の一に該当するときは、総代議員数の3分の2以上の決議により解任す

ることができる。この場合、総会で決議する前にその代議員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他代議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

第5章 総会

(構成)

- 第14条 総会は、全ての代議員をもって構成する。なお、総会をもって法人法上の社員総会とする。
- 2 総会には代議員以外の正会員も参加することができるものとする。

(権限)

- 第15条 総会は、次の事項について決議をする。
- (1) 会員の除名
- (2) 理事および監事の選任または解任
- (3) 会費等の額
- (4) 理事および監事の報酬等の額
- (5)貸借対照表および正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 代議員の解任
- (8) 解散および残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項
- 2 役員の選任において、立候補者数が選出すべき役員定数を上回る場合においては候補者ごとに投票 を行い、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数が多い順に当選者を決める。役員の選出方法の詳 細は、役員選出規程を別に定めて規定する。

(開催)

第 16 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後、3 箇月以内に 1 回開催する他、必要がある場合 に開催する。

(招集)

- 第 17 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。
- 2 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項 および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 前項の請求がなされた場合は、会長は、請求のあった日から6週間以内の日を総会の開催日とする 総会の通知を発しなければならない。
- 4 総会を招集するときは、理事会が決定した会議の日時、場所、目的および法令で定めるその他の事項を記載した書面をもって、少なくとも2週間前までに通知しなければならない。
- 5 会長は、前項の書面による通知の発出に代えて、代議員の承諾を得て、一般社団法人および一般財団法人に関する法律施行令の定めるところにより、電磁的方法により通知を発出することができる。 この場合において、会長は、同項の書面による通知をしたものとみなす。

(提案権)

- 第 18 条 代議員の議決権の 30 分の 1 以上の議決権を有する代議員は、代表理事に対し、総会の日の 6 週間前までに、一定の事項を総会の議題とすることを請求できる。
- 2 代表理事は、前項の請求があったときにおいては、当該議案の要領を他の議案と同等に扱い、審議

事項を記載した書面に掲載し、総会を招集する通知を行わなければならない。

(議長)

第19条 総会の議長は、その総会において出席した代議員の中から選任する。

(議決権の数)

- 第20条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。
- 2 代議員たる総会の議長は、議決権1個を行使できる。

(決議)

- 第 21 条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の 議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 会員の除名
- (2) 代議員の解任
- (3) 監事の解任
- (4) 定款の変更
- (5)解散
- (6) その他、法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第22条 代議員は、総会運営規程に定めた手続きに従って、代理人によってその議決権を行使できる。 代理人によってその議決権を行使する代議員は、総会に出席したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

- 第 23 条 総会に出席できない代議員は、総会運営規程に定めた手続きに従って、書面により議決権を 行使できる。書面により行使した議決権の数は、出席した代議員の議決権の数に参入する。
- 2 前項の書面による議決権の行使は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律施行令の定める ところにより、電磁的方法により、これを行うことができる。
- 3 第1項の代議員の権利の保全のため、代表理事は総会の招集の通知に際して、法務省令で定めるところにより、代議員に対して、議決権を行使するための書面を、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類とともに交付しなければならない。これらの書面は、希望する代議員の承諾を得て、一般社団法人および一般財団法人に関する法律施行令の定めるところにより電磁的方法によって送付することができる。

(議事録)

- 第 24 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。議事録には議長および他の出席した代表理事が署名または記名押印する。
- 2 議事録は総会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 役員

(役員の設置)

- 第25条 本協会に次の役員を置く
- (1) 理事 15 名以上 20 名以内
- (2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長とする。
- 3 前項の会長ならびに副会長をもって、一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の代表理事 とする。
- 4 一般社団法人および一般財団法人法第 91 条第1項第2号に定める代表理事以外の理事であって、 業務を執行する理事(以下、業務執行理事という。)として選定される理事の定員は、10 名以内とす る。

(理事、監事の選任)

第 26 条 本協会の役員である理事および監事は、総会の決議によって選任する。理事および監事の選任に際して、会長は選挙を実施する旨の告知を行い、立候補者を募る。理事会は、立候補者のうち役員たるに相応しい者を推薦できる。

(会長、副会長ならびに業務執行理事の選任)

第27条 会長、副会長ならびに業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。 (理事および監事の構成)

- 第28条 本協会の理事の構成においては、各理事について、当該理事およびその配偶者、または3親 等内の親族、その他特別な関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えること になってはならない。この規定は、監事の構成においても準用する。
- 2 本協会の理事の構成にあっては、他の同一の団体の理事または使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えることになってはならない。この規定は、監事の構成においても準用する。

(監事の条件)

- 第29条 本協会の監事には、本協会の理事(親族その他特殊な関係がある者を含む。)および本協会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があってはならない。 (理事の職務および権限)
- 第30条 理事は理事会を構成し、法令およびこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長ならびに副会長は、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人を代表してその職務 を執行する。
- 3 副会長は、会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、会長の職務を代行する。副会長の職務なび代行の順序は、役員選任後の最初の理事会において決議する。
- 4 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長ならびに業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務 の執行状況を理事会に報告をしなければならない。
- 6 会長、副会長ならびに業務執行理事は、職務を執行するに際して、その執行につき補助を求める機 関等の設置や人員の確保を、理事会の承認を得て実現できる。

(理事の取引の制限)

- 第 31 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、総会において、当該取引に関する重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
 - (1)自己または第三者のために本協会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
 - (2) 自己または第三者のために本協会と取引しようとするとき。
 - (3) 本協会が、その理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本協会とその理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

(監事の職務および権限)

- 第32条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務および財産の状況 を調査することができる。

(監事の選任に関する監事の同意等)

第33条 理事会が監事の選任に関する議案を総会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

(役員の任期)

第 34 条 理事および監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する 定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(役員の解任)

- 第 35 条 総会は、その決議によって理事および監事を解任することができる。ただし、監事を解任する場合は総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- 2 理事会はその決議によって、会長、副会長および業務執行理事を解任することができる。

(役員の報酬等)

- 第36条 本協会は、理事に対して総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬 等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。監事に対しては、総会に おいて個々の監事に対して定めた報酬支給額を報酬等として支給する。
- 2 総会において定める理事に支給する報酬等の総額および個々の監事に対する報酬支給額、ならびに 総会において別に定める報酬等の支給の基準はこれを公開しなければならない。

第7章 理事会

(構成)

- 第37条 本協会に理事会を置く。
- 2 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第38条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事および業務執行理事の選任および解任の決定
- (4) 理事のうち、事務局職員として常勤する理事の指名
- (5) その他、理事会が行うべきものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

- 第 39 条 理事会は、年 4 回の定例理事会を開催する他、必要がある場合に開催する。
- 2 理事会の開催日は、本定款第30条第5項の規定を満たすよう設定されなければならない。

(招集)

第40条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長以外の理事は、会長に理事会開催の目的である事項を示して、理事会の開催を請求できる。
- 3 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事が理事会を招集することができる。
- 4 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは副会長、副会長に事故のあるときは各理事が理事会を招集する。
- 第 41 条 理事会を招集する者は、理事会の日の 1 週間前までに、各理事および各監事に、その通知を 発しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを行うことな く、理事会を開催できる。

(理事会の議長)

- 第 42 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。会長および副会長に事故あるときは、出席理事の互 選により議長を選出する。
- 2 会長および副会長に対する解任動議が提出された場合においては、当該解任決議案の対象となった 会長および副会長が議長を務めていた場合には、議長の地位を辞任しなければならない。
- 3 前項において後任の議長の選出を行う場合は本条第1項に準じて行う。

(理事会の決議)

- 第43条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、 その過半数をもって行う。
- 2 採決にあたって議長は、賛否を明らかにした自らの議決権1個を行使できるものとする。 (理事会の決議の省略)
- 第 44 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、 議決に加わることができる理事の全員が、書面または電磁的記録により、同意の意思表示をした時は、 当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものと見なす。
- 2 前項の規定は、監事が当該提案に異議を述べたときには適用しない。
- 3 本条第1項に定める同意の意思表示を行おうとする理事は、決議の目的である事項について提案を した理事に対し、十分な説明を求めることができる。

(理事会への報告の省略)

- 第45条 理事または監事が理事および監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、 当該事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、本定款第30条第5項に規定する代表理事および業務執行理事が定期的になすべき 自己の職務の執行状況の報告には適用しない。

(議事録)

- 第46条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長および副会長ならびに監事は、前項の議事録に署名または記名押印する。
- 3 議事録は理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(理事会議事運営規程)

第47条 理事会の議事運営に関し必要な事項は、法令または本定款に定めるものの他、理事会において別途定める理事会議事運営規程による。

第8章 教育認定委員会

(教育認定委員会)

- 第48条 本協会に教育認定委員会を設置する。
- 2 教育認定委員会は、7名以内の委員で構成する。委員のうち1名は業務執行理事が就任する。当該 業務執行理事は、理事会において、本定款第30条第5項に規定する報告を行わなければならない。
- 3 教育認定委員会の委員は、理事会において選任および解任する。理事会は、教育認定委員会の委員 の選任において、大学および大学院の教授および准教授の数が3名以上になるように努めなければな らない。
- 4 教育認定委員会に委員長1名、副委員長若干名を置く。委員長および副委員長は理事会が任命する。
- 5 教育認定委員会は次の事項を行う。
- (1) 本協会の教育事業に関する年間計画案を策定し、理事会に提出すること。
- (2) 本協会が行う精神科認定看護師の認定事業に関し、その内容の向上を図ること。
- (3) 本協会が行う学術集会の開催に関し、その内容の向上を図ること。
- (4) 本協会が行う調査研究の水準の向上を図ること。
- (5) 前各号の他、本協会が行う精神科看護に関する事業の内容の向上を図る上で必要であると判断した措置について理事会に提案し、その実施を求めること。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事会は代表理事が必要と認めた委員について、代表理事からの提案を 受けた場合においては、当該委員に支給する報酬の額を定めることができる。
- 7 教育認定委員会の運営に関する細則は理事会において定めるものとする。

第9章 都道府県支部

(支部の設置)

第 49 条 本協会は、都道府県を単位として 1 都道府県ごとに 1 支部を置く。支部は理事会が決定した 業務を行う。

(正会員の支部への所属)

第 50 条 本協会の正会員は、自らの勤務先もしくは勤務先のない正会員にあっては居所が所在する都 道府県の支部に属するものとする。

(支部運営の組織)

- 第 51 条 各支部に支部運営の責任者である支部長を置く。支部長は支部運営にあたり、支部に属する 会員の意見を聴取する機関の設置および支部の業務を遂行する上で必要な役割を担う者を任命する ことができる。
- 2 理事会は、各支部の支部長を任命し、解任する。この場合において、理事会は、当該支部の会員の 意見を参考にできる。
- 3 本定款に規定していない支部の運営の細目については、理事会が別に定める支部運営規則によるものとする。

第10章 資産および会計

(財産の管理)

第52条 本協会の財産は、理事会が管理する。

- 2 理事会は、その決定により、財産の管理業務の一部を代表理事あるいは業務執行理事に委ねることができる。
- 3 理事会は、本協会の財産の管理に関し、本定款の規定を補完する会計規程を制定できる。 (事業年度)
- 第53条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算書)

- 第54条 本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。
- 2 前項の書類については、定時総会において提示して内容を報告するとともに、主たる事務所および 従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。
- 3 事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類を変更する場合は、会 長が変更書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。

(事業報告および決算)

- 第 55 条 本協会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3)貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項に規定する監事の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時 総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については総会の承認を得 なければならない。
- 3 本協会は、第1項の書類の他、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備 え置くとともに、定款を主たる事務所および従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置くも のとする。

第11章 事務局

(事務局の設置)

- 第56条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 理事会は事務局の責任者を任命し、解任する。この場合において、理事会は会長の意見を参考にすることができる。理事会において事務局の責任者に任命されたものは、事務局長を名乗ることができる。
- 3 事務局職員は、事務局責任者の推薦を得た者について会長が任命する。

(事務局の運営)

第57条 事務局の運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が定める。

第12章 顧問

(顧問)

第 58 条 本協会に、顧問および支部顧問を置くことができる。顧問は会長が任命する。支部顧問は、

支部長が任命する。

- 2 顧問および支部顧問は、諮問に応じて情報を提供する以外の権能を有しない。
- 3 顧問および支部顧問は原則無給とする。ただし、理事会が議決した場合においては、顧問料を支払うことができる。

第13章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第59条 この定款の変更は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第60条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の非分配)

第61条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第62条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人、または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第14章 公告の方法

(公告の方法)

- 第63条 本協会の公告は、電子広告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載 する方法による。

第15章 雑則

(他の法人を支配するに足る株式保有等の禁止)

第 64 条 本協会は、無議決権株式の保有または議決権も含めて受託者に信託する場合を除き、他の法人を支配することが可能になる株式等の保有、あるいは他の法人を支配することが可能になる出資を行ってはならない。

(保有株式に係る議決権行使の禁止)

第65条 本協会は保有する株式(出資)に係る議決権を行使してはならない。

(理事会決議による役員の責任の一部免除)

- 第 66 条 理事会は、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行状況、その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、賠償責任額から一般社団法人および一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、これを免除することを決議することができる。
- 2 前項の規定の適用に際しては、一般社団法人および一般財団法人に関する法律第 114 条の定めを遵 守することを要する。

(責任限定契約締結の承認)

第67条 本協会は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律第115条に規定する外部役員等と、 一般社団法人および一般財団法人に関する法律第115条が規定する責任限定契約を締結することが できる。

2 前項の責任限定契約を締結する際において、本協会が、一般社団法人および一般財団法人に関する 法律第 115 条に規定する外部役員等に対し、任務を怠ったときに生じた損害について支払いを求める 賠償金請求金額は、当該外部役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、一般社 団法人および一般財団法人に関する法律第 113 条に定める最低責任限度額と同じ金額とする。

第16章 補則

(委任)

第 68 条 法令およびこの定款に定めるものの他、本協会の運営に必要な事項は、総会もしくは理事会の議決により定めることができる。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律および公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う整備等に関する第 121 条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、末安民生、天賀谷隆、大塚恒子、山本哲生とする。
- 3 一般社団法人および一般財団法人に関する法律および公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う整備等に関する第 121 条第1項において読み替えて準用する同法第 106 条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 51 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 附 則 平成 28 年 6 月 10 日 第 4 条 一部改正 令和 4 年 6 月 17 日 第 12 条および第 13 条追記 その他一部改正 令和 5 年 6 月 24 日 第 8 条および第 9 条 一部改正
- *当定款変更にともない、「会費規程第5条」「社員総会運営規程第4条および第6条」「役員選出規程第1条および第6条」「役員報酬支給規程第1条および第2条」において記されている定款条項番号は繰り下げ改正する。

第3号議案 役員報酬支給規程の変更について

一般法人法第89条により、現行定款では理事への報酬等の額が定められていないため、業務執行理事 以外の理事にも職務執行の対価支払いが可能となるよう「役員報酬支給規程」の一部を修正する。

役員報酬支給規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本精神科看護協会(以下「本協会」という。)の役員の報酬等に関する事項を定めることを目的とする。本規程をもって定款第36条第1項が規定する役員の報酬等の支給の基準とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。
- (1)役員とは、定款第25条第1項に規定する理事および監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、役員のうち、本会を主たる勤務場所とし、週3日以上出勤する役員をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤以外の役員をいう。
- (4)役員報酬とは、本会が役員に対して支給する役員としての業務の対価をいう。
- (5) 役員退職金とは、本会が役員に対して退職時に支給する役員としての業務の対価をいう。
- (6) 役員報酬等とは、役員報酬および役員退職手当をいう。

(役員報酬等の支給)

第3条 本協会は理事の報酬、職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会 (以下「総会」という。)の決議によって定める。

また、業務執行理事へは月額の役員報酬を支給することができる。

監事の役員報酬は役員としての業務1日当たりにつき2万円を上限とする日額とする。年間の監事の役員報酬支給額は総会が定めた額を超えてはならない。

- 2 業務執行理事の月額の役員報酬は役員俸給表(別表 1)に従い、就任時において前職の給与などを 勘案して理事会が決めた号俸に相当する額とする。該当号俸は、事業年度ごとに理事会が見直しを行 い、適宜、変更することができる。
- 3 常勤の理事には賞与を支給しない。
- 4 常勤の理事の退職に際しては、その在職期間に応じ退職手当を支給することができる。退職手当は、在職1年度ごとに各年度に支給された月額の役員報酬額の55/100に相当する額を上限として、理事会が退職する常勤の理事が退職する事前あるいは事後に開催される総会に支給金額を提案、総会の決議により支給を決定するものとする。
- 5 常勤の理事でない者が、研修会の講師を行うなど特別な技能を要する業務を遂行した場合には、当 該業務の対価を支給する。この場合の額は別表2に定める支給基準を適用して算出する。
- 6 役員報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(役員報酬の支払方法)

第4条 役員報酬は、常勤の理事には毎月25日に現金あるいは本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことにより支給する。監事に対しては、その都度の役員としての業務終了後速やかに現金あるいは本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことにより支給する。

(公表)

第5条 本協会は、この規程をもって公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第20条 第1項で定める役員報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第6条 本規程の改正は総会の議決により行うものとする。

(補則)

第7条 本規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則 本規程は、本協会の一般社団法人設立の登記の日から施行する。

2019年6月21日 第3条(別表) 一部改定

2023年6月24日 第3条 一部改定

(別表) 研修会講師等の特別な技能を要する業務を遂行した理事に対する支給基準

医師、教授、看護部長 時給 14,000 円准教授、副部長 時給 12,000 円上記以外の者 時給 10,000 円

第4号議案 令和6年(2024年)度正会員会費の額について

令和6年(2024年)度の正会員会費の額を年額10,000円とする。 ※令和5年(2023年)度と同額

第5号議案 役員改選について

次期役員の選任を役員選出規程第3条により以下の者を推薦する。

次期役員候補者名簿

役職名		战名	氏 名	支部	所属施設名
	理	事	工藤 正志	秋田県	医療法人久盛会秋田緑ヶ丘病院
新	理	事	明間 正人	福島県	医療法人昨雲会飯塚病院
	理	事	花田 政之	新潟県	医療法人白日会黒川病院
	理	事	金子亜矢子	東京都	一般社団法人日本精神科看護協会
	理	事	草地 仁史	東京都	一般社団法人日本精神科看護協会
	理	事	中庭 良枝	東京都	一般社団法人日本精神科看護協会
	理	事	山﨑千鶴子	東京都	一般財団法人精神医学研究所付属東京武蔵野病院
	理	事	吉川 隆博	神奈川県	東海大学医学部看護学科
新	理	事	竹居由香利	山梨県	社会医療法人加納岩日下部記念病院
	理	事	木戸 芳史	静岡県	浜松医科大学医学部看護学科精神看護学
	理	事	眞鍋 信一	大阪府	社会医療法人北斗会さわ病院
	理	事	東 美奈子	山口県	訪問看護花の森
	理	事	西岡 由江	高知県	社会福祉法人ファミーユ高知高知ハビリテーリングセンター
新	理	事	増満 誠	福岡県	福岡県立大学
	理	事	中薗明子	鹿児島県	公益財団法人慈愛会笹貫訪問看護ステーション愛の街
	理	事	比嘉 将和	沖縄県	宮古県立病院
	監	事	吉野 百合	愛媛県	一般財団法人創精会松山記念病院
	監	事	内野 隆幸	福岡県	医療法人緑心会福岡保養院
	監	事	遠藤 宗孝		税理士法人遠藤税務会計事務所

支部別 あいうえお順

第6号議案 2023年度役員上限額について

令和5年(2023年)度の役員報酬上限年額について以下のように提案する。 ※令和4年(2022年)度と同額

令和5年(2023年)度役員上限額年額

理事 16 名に支給する報酬総額 7,500 万円

注記:使用人兼務役員となる者の給与・退職給与引当金は含まず。

監事に支給する報酬総額 遠藤宗孝 60 万円

吉野百合 30万円

内野隆幸 30万円

令和4年(2022年) 度活動評価と令和5年(2023年) 度活動方針

令和 4 年(2022年) 度活動評価

1. 精神科看護職の倫理的課題の解決に向けた活動を推進する。

〈本部〉

- 1)倫理的課題解決に係わる研修会を開催し、所属施設で倫理に関する指導的役割が担える者を養成するための研修を企画し、実施した。
- 2)倫理綱領と「精神科看護職の倫理綱領とモヤモヤ MEMO」について、学術集会や協会の情報誌 を通して普及啓発活動を実施した。
- 3)精神科医療機関の看護管理者に向けた倫理綱領に関する普及啓発活動として、研修会を実施した。

〈支部〉

- 1)精神科医療・看護における倫理的課題について、倫理綱領を活用した研修会を実施した。
- 2. 身体的拘束に頼らない看護実践の具現化に向けた活動を推進する。

〈本部〉

- 1) 学術集会等において身体的拘束の最小化に向けた臨床の取り組みを共有する場を設けた。
- 2)精神科看護協会としての「隔離・身体的拘束の指針」についての策定についての検討を行った。 〈支部〉
 - 1)身体的拘束の実態について、本部と協働して情報の収集と把握に努めた。
- 3. 精神科看護職のクリニカルラダーの普及と教育事業における本部・支部の役割を検討する。 〈本部〉
 - 1) 日精看版ラダーの普及および活用にむけた情報収集・発信を行なった。
 - 2) 日精看版ラダーをふまえた研修会を実施した。
 - 3)教育事業における本部と支部の役割の整理にむけて、地区別教育委員長会議を開催し、意見交換を行った。

〈支部〉

- 1) 日精看版ラダーの普及および活用にむけた研修会・交流会を実施した。
- 2) 日精看版ラダーをふまえた研修会を実施した。
- 3)教育事業における本部と支部の役割の整理にむけて、地区別教育委員長会議に参加し、意見交換を行った。
- 4. 精神保健医療福祉体制の充実に向けた政策提言を行う。

〈本部〉

- 1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関する制度やその他の精神医療・看護係る情報 を収集し、都道府県支部並びに会員施設へ発信した。
- 2)活動理念の実現と今後の精神保健医療福祉体制の充実を目指した政策提言を積極的に行った。

〈支部〉

- 1) 都道府県事業や市町村の協議の場等へ支部役員および会員施設の看護職がより積極的に参画できるよう働きかけを行った。
- 2) 政策調査事業等に関しての調査等への協力を行った。
- 5. 自然災害、新興感染症など、災害発生時の支援体制について引き続き検討する。

〈本部〉

- 1) 災害発生時の支援内容について検討を行った。
- 2) 災害ボランティア登録制度の見直しは行えなかった。
- 3)新興感染症を含め、BCPを意識した災害対応マニュアルの見直しは行えなかった。

〈支部〉

1) 災害発生時の状況について情報収集および本部への情報提供を行った。

令和5年(2023年)度活動方針

1. 精神科看護職の倫理的課題の解決に向けた活動を推進する。

〈本部〉

- 1)倫理的問題解決に係る研修会を開催し、所属施設で倫理に関する指導的役割が担える者を養成する。
- 2)倫理綱領と「精神科看護職の倫理綱領とモヤモヤ MEMO」について、学術集会や協会の情報 誌を通して普及啓発活動を実施する。
- 3)精神科医療機関の看護管理者に向けた倫理綱領に関する普及啓発活動を実施する。

〈支部〉

- 1)精神科医療・看護における倫理的課題について、倫理綱領を活用とした検討や学びの場を設ける。
- 2. 身体的拘束に頼らない看護実践の具現化に向けた活動を推進する。

〈本部〉

- 1) 学術集会において身体的拘束の最小化に向けた臨床の取り組みを共有する。
- 2) 日本精神科看護協会としての「隔離・身体的拘束の指針」を策定する。

〈支部〉

- 1)身体的拘束の実態について、本部と協働して情報の収集と把握に努める。
- 3. 精神保健医療福祉体制の充実に向けた政策提言を行う。

〈本部〉

- 1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に関する制度やその他の精神医療・看護に係る情報を収集し、都道府県支部並びに会員施設へ発信する。
- 2)活動理念の実現と今後の精神保健医療福祉の充実をめざした政策提言を積極的に行う。

〈支部〉

1) 都道府県事業や市町村の協議の場等へ支部役員および会員施設の看護職がより積極的に参画できるよう働きかけを行う。

- 2) 政策調査事業等に関しての調査協力を行う。
- 4. 精神科看護職のクリニカルラダーの活用を強化する。

〈本部〉

- 1)精神科看護職のクリニカルラダーの活用に向けた情報収集・発信を行う。
- 2) 精神科看護職のクリニカルラダーをふまえた研修会を実施する。
- 3) 本部と支部で教育事業における意見交換を行う。

〈支部〉

- 1) 精神科看護職のクリニカルラダーの活用に向けた研修会・交流会を実施する。
- 2) 精神科看護職のクリニカルラダーをふまえた研修会を実施する。
- 3) 本部と支部で教育事業における意見交換を行う。

報告 1) 令和5年(2023年) 度 事業計画および予算について

精神科看護職の職能団体としての役割を見失うことなく、社会から求められている精神科看護職として 進むべき方向性を示し、実践につなげられる事業活動を行う。

I. 精神科看護領域の学術振興を図り、その成果を活用して精神障がい者を支援する事業

1. 学術集会の開催

1) 第48回日本精神科看護学術集会

開催日:2023年6月2日(金)~3日(土)

開催地:北海道札幌市 札幌コンベンションセンター

開催方法:新型コロナウィルス感染予防の観点より、会期を3日間から2日間に短縮し、現地とオンデマンド配信によるハイブリッド方式で開催する。

2) 第30回日本精神科看護専門学術集会

開催日:2023年11月22日(水)~23日(木・祝)

開催地:埼玉県さいたま市 ソニックシティ

3) 学術集会専用ホームページの管理および運用と改修を行う。

2. 講座・セミナー開催

- 1) 講座・研修会の開催
- (1)活動方針をもとに重点項目を定め、それに則って倫理や精神科看護職のクリニカルラダーをふまえた研修会を開催する。
- (2) オンライン研修会および東京研修会場における研修会の年間計画を作成し、開催する。
- (3)「看護実習指導者講習会」を e-ラーニング(一部集合研修/東京研修会場)で開催する。
- (4)精神保健医療福祉の動向をふまえ、テーマを設定したトピックス研修会や支部研修会を開催する。
- (5) 医療安全に関する取り組みの推進と、それらに対する国民の理解および認識を深めることを 目的としたフォーラムを開催する。
- (6) 国・自治体等の補助金事業の申請を行う。
- 2)精神科看護職のクリニカルラダーの周知および活用に関する活動を行う。

3. 精神科認定看護師の認定に関する事業

1) 第18回精神科認定看護師受講資格審査の実施

月 日:2023年11月8日(水)

開催方法:オンラインにより実施

2)精神科認定看護師の養成

精神科認定看護師教育課程に基づき研修会、実習を実施する。

3)第28回精神科認定看護師認定試験の実施

月 日:2024年2月17日(土)~18日(日)

場 所:東京都

4) 第28回精神科認定看護師認定審査会の実施

精神科認定看護師の認定および認定更新等に関する審査を行い、その結果を理事会に答申する。

月 日:2024年3月

場 所:東京都

- 5)精神科認定看護師制度に関する広報活動
- (1) 精神科認定看護師制度の普及を図るための企画を日本精神科看護学術集会および日本精神科 看護専門学術集会において実施する。
- (2) 精神科認定看護師制度の普及を図るために精神科認定看護師制度ガイドブック令和5年改訂版を発行する。
- (3) 精神科病院や一般病院に向けて精神科認定看護師制度の普及を図るために広報活動を行う。
- 6)精神科認定看護師制度の改正
- (1) 令和7年度の改正にむけた検討および準備を行う。
- (2) 新認定制度の資格取得者が他の指定研修機関で特定行為研修を受講できるような連携体制を 構築する。

4. 研究助成事業

一般に公募のうえ、1件30万円を上限に選出する。

5. 学術集会誌の編集

学術集会誌の編集を行い、メディカルオンラインに掲載する。

- 1) 日本精神科看護学術集会誌(Vol.66.No1)
- 2) 日本精神科看護学術集会誌(Vol.66.No2)

6. 調査・研究(政策企画事)業

精神保健医療福祉領域における調査および検討を行い、結果をまとめて公開する。

- 1)政策調査事業助成金事業に関して一般に公募のうえ、1件50万円を上限に選出する。
- 2) 厚生労働省の担当部局に要望書を提出する。
- 3) 次期診療報酬改定に向けた調査を実施する。
- 4) 厚生労働省補助金事業に申請をする。
- 5)精神科看護倫理プロジェクトを実行する。
- 6)地域包括ケアシステムの構築に向け情報を収集し会員施設へ発信する。

Ⅱ. 精神障がい者の自立をめざす活動に協力し支援する事業

1. 精神障がい者が制作した作品の紹介や展示会の開催

精神障がい者が制作する芸術性の高い作品の展覧会を開催し、精神障がい者の社会参加の場を提供する。 また、展示会を通して精神障がい者への理解を深める啓発の機会とする。

にっせいかんフォトコンテストを実施する。

募集期間:2023年1月16日(月)~4月30日(日)

発 表:2023年5月下旬

2. 精神障がい者スポーツ交流会・音楽会等の開催

精神障がい者を交えたスポーツ交流会等を支部において開催する。

Ⅲ.一般公衆に精神保健医療福祉に関する普及啓発する事業

1.「こころの日」の実施

- 1)「こころの日」行事の推進
- (1) 新型コロナウィルスの感染拡大等さまざまなこころの健康への影響に対して、インターネットを活用し、こころの健康の普及啓発を行う。
- (2) 協会独自の事業として、関係団体との連携を図りながら実施する。
- 2)精神保健医療福祉に関する広報の推進
- (1)協会ホームページ等を活用し、精神保健医療福祉についての情報発信を行う。
- (2) 他団体と連携した啓発活動を行う。
- (3) 効果的な広報の方法について検討する。
- (4) パパカードを活用し、児童虐待予防支援活動を実施する。

2.「こころの健康出前講座」の推進

- 1) 都道府県支部事務局の広報活動向上のための支援を実施する。
- 2) 社会貢献活動としての「こころの健康出前講座」を推進する。

3. 出版物の監修・情報誌の発行事業

- 1) 日精看ニュースの発行を年6回行う。
- 2)精神障害・精神科看護への理解を促す出版物の監修を行う。

IV.その他の事業(相互扶助事業)

- 1. 支部において会報誌を編集および発行する。
- 2. ホームページで会員向けの情報提供を行う。
- 3. 精神科看護管理ニュースを定期的に発信する。

4. 会員表彰を行う。

- 1) 功労者、優良会員の表彰を行う。
- 2) 精神保健福祉連盟関連表彰の推薦を行う。
- 3) 支部において表彰者を選考し表彰する。
- 5. 会員の慶弔を行う。

6. 補助金・委託事業を行う。

- 1) 東京都よりの委託を受け、東京都版措置入院者退院後支援ガイドライン・退院後支援人材育成のための研修会を開催する。
- 2)被災地におけるメンタルヘルスに関する支援として、福島県からの委託を受け、「福島県県外避難者の心のケア訪問業務」の申請を行う。
- 7. 研究マッチング事業を行う。

V. 収益事業

1. 所有物件の管理を行う。

VI. 管理事業

1. 定時総会の開催

開催日:2023年6月24日(土)

場 所:品川区立総合区民会館 「きゅりあん」小ホール

2. 理事会等の開催

1) 定例理事会を年に4回開催する

(1) 第1回 開催日:2023年5月21日(日)

開催方法:オンライン

(2) 第2回 開催日:2023年7月15日(土)

開催方法:オンライン

(3) 第3回 開催日:2023年11月11日(土)

開催方法:オンライン

(4) 第4回 開催日:2024年3月9日(土)

開催方法:オンライン

2) 臨時理事会

(1) 第1回 開催日:2023年6月24日(土)

開催場所:品川 きゅりあん

(2) 第2回 開催日:2023年9月2日(土)

開催方法:オンライン

(3) 第3回 開催日:2024年1月20日(土)

開催方法:オンライン

3. 組織強化活動

1)全国支部長会議を1回開催する。

開催日:2023年4月8日(土)

開催方法:オンライン

2) 全国支部事務局長会議を1回開催する。

開催日:2023年8月19日(土)

開催方法:オンライン

3)全国支部教育委員長会議を1回開催する。

開催日:2023年9月30日(土)

開催方法:オンライン

4) 会計担当者会議を開催する。

開催日:未定

開催方法:オンライン

- 5) 支部に対して支部実態調査を実施する。
- 6)組織強化活動の支援のため協会役員を担当支部に派遣する。
- 4. 日精看ネット九州の運営を支援する。
- 5. 支部サポート部門において、支部運営に困難が生じている支部に対して事務局業務のサポートを行 う。
- 6. 関係諸団体と緊密に連絡をとり、必要に応じて役員を派遣し連携を図る。
- 7. 情報システムに関する事業
- 1)メディアを強化し、情報発信力を高める。
- (1) 日精看ニュースとホームページの内容の充実を図る。
- (2) SNS (LINE、Twitter、Facebook、メルマガ、YouTube) の登録者数を増やし、情報発信を拡大する。
- 2) 協会と支部事務局、会員個人とのネットワークの構築
- (1) 支部研修会情報を随時更新する。
- (2) メールマガジンを定期的に配信する。
- (3) SNS を活用し、交流を図る。

8. 災害発生時の支援事業

- 1)災害発生時の支援内容についての検討を行う。
- 2) 災害ボランティア登録制度の見直しを行う。
- 3) 災害マニュアルの見直しを行う。

報告 2) 令和6年(2024年) 度 学術集会開催地について

 日本精神科看護学術集会を以下のとおり開催する。 第49回日本精神科看護学術集会 2024年6月28日(金)、29日(土) 熊本県熊本市 熊本城ホール

2. 日本精神科看護専門学術集会を以下のとおり開催する。 第 31 回日本精神科看護学術集会 2024 年 10 月 26 日 (土)、27 日 (日) 山口県下関市 海峡メッセ下関

2023 年度収支予算書内訳表

2023 年 4月 1日から 2024 年 3月 31日まで (単位:円)

	実施事業等会計						
科目	研修会事業	認定事業	学術集会	学会誌刊行	研究活動助成	政策企画事業	教育認定委員会
Ⅰ 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
受取会費	0	0	0	0	0	0	
正会員受取会費	0	0	0	0	0	0	
<u> </u>	0	0	0	0	0	0	
事業収益	125,248,000	53,993,000	28,164,000	0		50,000	
学術集会参加料収益	0	0	26,044,000	0		0	
研修会受講料収益	125,248,000	30,492,000	0	0	ļ		<u> </u>
精神科認定看護師認定料収益	0	23,501,000	0	0		_	
出版物の監修、情報誌の発行事業収益	0	0	0	0		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
協賛広告料収益 	0	0	2,120,000	0		-	
相互扶助事業参加料収益	0	0	0	0			
受取補助金等	50,000	0	0				
受取地方公共団体補助金	0	0	0	0		ļ	
受取民間助成金	50,000	0	0	0			ļ
雑収益	30,000	0	200,000	0	ļ	ļ	ļ
広告料収益	0	0	200,000	0	_	ļ	
雑収益	30,000	0	0	0			
経常収益計	125,328,000	53,993,000	28,364,000	0	0	50,000	
(2) 経常費用							
事業費/管理費	70,944,000	29,351,000	34,295,000	3,200,000	300,000	830,000	83,00
役員報酬	0	0	0	0	ļ	0	
給料手当	2,223,000	213,000	369,000	0			72,00
退職給付費用 	0	0	0	0			
法定福利費 	0	0	0	0	ļ		ļ
福利厚生費	0	0	0	0	0	0	
懇親会費 	0	0	0	0			
会議費	3,090,000	282,000	467,000	0	ļ	<u> </u>	
会場費	7,028,000	4,200,000	6,724,000	0		ļ	
旅費交通費	15,392,000	4,745,000	7,113,000	0	ļ	ļ	
通信運搬費	5,190,000	662,000	713,000	0			ļ
減価償却費 	0	0	0	0	ļ	<u></u>	ļ
消耗什器備品費 	0	0	0	0			ļ
消耗品費 	541,000	375,000	560,000	0			
教材費 	836,000	30,000	10,000	0		ļ	
修繕費 	0	0	0	0			
新聞図書費	50,000	0	0	0		ļ	ļ
印刷製本費	4,830,000	1,500,000	2,600,000	0	ļ	ļ	ļ
コピー費	1,865,000	0	52,000	0	ļ		ļ
光熱水料費	0	0	0	0			
広告宣伝費 地份,家賃	0	0	0	0	ļ	{	}
地代・家賃	261,000	140,000	0	0		ļ	
リース料	361,000	149,000	0	0		ļ	
保険料 ************************************	120,000	675,000	12 501 000	-	_		
業務委託費	351,000	5,887,000		3,200,000		ļ	ļ
表彰費	25,969,000 0	10,165,000 0	1,187,000 0	0		}	
租税公課	0	0	0	0	ļ	ļ	ļ
支払手数料	2,765,000	150,000	922,000	0		-	
	30,000		922,000	0	ļ		ļ
支払負担金 	30,000	65,000 0	0	0		500,000	
慶弔費	0	0	0	0		 	
配布物品費	0	203,000	0	0			
法人住民税	0	203,000	0	0			ļ
				0	ļ	ļ	ļ
維費 経常費用計	303,000	50,000	77,000				
当期経常増減額	70,944,000 54,384,000	29,351,000 24,642,000	34,295,000 -5,931,000	3,200,000 -3,200,000		830,000 -780,000	

科目	Date Lot also	I 12 ^		実施事業等会言		E- 16 =1 =	
	障がい者アート	スポーツ大会	災害地支援事業	こころの日事業	フォーラム事業	監修・誌面発行	出前講座事業
一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益				_			
受取会費	0		<u> </u>		0		
正会員受取会費	0	ļ			0	ļ	
	0	<u> </u>		<u> </u>	0	}	
事業収益 	0	}	ļ	ļ		ļ	
学術集会参加料収益	0	ļ	ļ	ļ	0	ļ	
研修会受講料収益	0	ļ		ļ	0		
精神科認定看護師認定料収益	0			}	0	}	
出版物の監修、情報誌の発行事業収益	0		ļ		0	ļi	
協賛広告料収益	0	0	0	0	0	0	
相互扶助事業参加料収益	0	0	0	0	0	0	
受取補助金等	0	0	49,144,000	30,000	0	0	
受取地方公共団体補助金	0	0	49,144,000	0	0	0	
受取民間助成金	0	0	0	30,000	0	0	
雑収益	0	0	0	0	0	0	30,00
広告料収益	0	0	0	0	0	0	
维 収益	0	0	0	0	0	0	30,00
経常収益計	0	0	49,144,000	30,000	0	2,000,000	30,00
(2) 経常費用				a constant			
事業費/管理費	108,000	132,000	32,186,000	6,532,000	0	14,360,000	844,00
役員報酬	0	 		ļ	0	ļ	
給料手当	0		0	322,000	0		
		} <u>'</u>			0		
法定福利費	0	ļ	ļ	ļ	0	ļ	
福利厚生費	0	-		-	0		
懇親会費	0	-		-	0	ļ	
会議費	0	<u> </u>	-	ļ	0		15,00
会場費	0	ļ		ļ	0		10,00
	0	,		 	0	ļ	10,00
旅費交通費		ļ	ļ	 	ļ	ļ	F0.00
通信運搬費	30,000	ļ		 	0	ļi	58,00
減価償却費	0	ļ	ļ	ļ	0	}	
消耗什器備品費 	0	<u> </u>		0	0	}	
消耗品費 	27,000	17,000	528,000	494,000	0	0	4,00
教材費	0	ļ	ļ	ļ		ļ	
修繕費	0	ļ		0	0	0	
新聞図書費	0	ļ				ļ	ļ
印刷製本費	10,000			ļ	0	3,600,000	75,00
コピー費	0	3,000	0	160,000	0	0	27,00
光熱水料費	0	0	0	0	0	0	
広告宣伝費	0	0	0	81,000	0	0	10,00
地代・家賃	0	0	0	0	0	0	
リース料	0	0	0	335,000	0	0	
保険料	0	0	1,440,000	0	0	0	
業務委託費	0	0	0	370,000	0	7,140,000	3,00
諸謝金	7,000	24,000	12,610,000	614,000	0	0	613,00
表彰費	0	0	0	0	0	0	
租税公課	0	0	0	0	0	0	
	5,000	1,000	6,336,000	110,000	0	20,000	26,00
支払負担金	0				0		·
支払助成金	0	0	0	<u> </u>	0	0	
慶弔費	0	ļ	ļ	ļ	0	ļ	
配布物品費	0	ļ		ļ	0	ļ	
法人住民税	0	ļ		 	0	ļ	
推費	29,000	<u> </u>			0		
経常費用計	108,000						
当期経常増減額	-108,000				0		-814,00

科目	その他会計	収益事業	法人会計	合 計
 一般正味財産増減の部	相互啓発・扶助	賃貸物件		
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取会費	0	0	311,200,500	311,200,500
正会員受取会費	0	0	310,900,500	310,900,500
替助会員受取会費 (1)	0	0	300,000	300,000
事業収益	2,100,000	0	0	211,555,000
学術集会参加料収益	0	0	0	26,044,000
研修会受講料収益	0	0	0	155,740,000
精神科認定看護師認定料収益	0	0	0	23,501,000
出版物の監修、情報誌の発行事業収益	0	0	0	2,050,000
協賛広告料収益	790,000	0	0	2,910,000
相互扶助事業参加料収益	1,310,000	0	0	1,310,000
受取補助金等	1,530,000	0	160,000	50,914,000
受取地方公共団体補助金	1,530,000	0	100,000	50,774,000
受取民間助成金	0	0	60,000	140,000
雑収益	0	1,800,000	710,000	2,770,000
広告料収益	0	0	260,000	460,000
雑収益	0	1,800,000	450,000	2,310,000
経常収益計	3,630,000	1,800,000	312,070,500	576,439,500
(2) 経常費用				
事業費/管理費	11,860,000	844,000	367,725,000	573,594,000
役員報酬	0	0	1,200,000	1,200,000
給料手当	132,000	0	134,674,000	138,055,000
退職給付費用	0	0	4,482,000	4,482,000
法定福利費	0	0	19,529,000	19,529,000
福利厚生費	0	0	210,000	210,000
懇親会費 	0	0	140,000	140,000
会議費	317,000	0	2,291,000	7,007,000
会場費	304,000	0	2,210,000	22,040,000
旅費交通費 	1,339,000	0	26,043,000	63,427,000
通信運搬費	565,000	0	15,220,000	28,952,000
減価償却費	0	0	21,822,000	21,822,000
消耗什器備品費	0	0	1,144,000	1,144,000
消耗品費	323,000	0	6,331,000	9,200,000
教材費	0	450,000	0 770 000	876,000
修繕費	0	450,000	2,770,000	3,220,000
新聞図書費	4,261,000	0	443,000 6,259,000	493,000
印刷製本費 コピー費	127,000	0	2,499,000	24,295,000 4,733,000
光熱水料費	0	0	4,547,000	4,733,000
広告宣伝費	0	0	50,000	141,000
地代・家賃	0	0	57,884,000	57,884,000
リース料	0	0	7,410,000	8,255,000
	18,000	36,000	366,000	2,655,000
業務委託費	1,303,000	48,000	15,542,000	47,405,000
諸謝金	1,568,000	40,000	5,358,000	58,115,000
表彰費	811,000	0	0,000,000	811,000
租税公課	0	300,000	11,230,000	11,530,000
支払手数料	30,000	10,000	13,222,000	23,608,000
支払負担金	33,000	0	895,000	1,073,000
支払助成金	0	0	0	800,000
慶弔費	590,000	0	0	590,000
配布物品費	0	0	0	669,000
法人住民税	0	0	3,600,000	3,600,000
雑費	139,000	0	354,000	1,086,000
経常費用計	11,860,000	844,000	367,725,000	573,594,000
当期経常増減額	-8,230,000	956,000	-55,654,500	2,845,500